

郡上市

第5期障害福祉計画

第1期障害児福祉計画

平成30年度～平成32年度

みんなで創り、みんなで育む、
安心して暮らし続けられるまち 郡上



平成30年3月
郡 上 市



※本計画における「障害」と「障がい」の表記について

- 法令等に明記された用語等については「障害」と表記しました。
（例：障害者基本法、障害福祉計画、障害の種別等）
- 人を表す場合は「障がい」と表記しました。
（例：障がいのある人、障がい者等）

はじめに

今回策定した「第5期郡上市障害福祉計画・第1期郡上市障害児福祉計画」は、「郡上市総合計画」や「郡上市健康福祉推進計画」、「郡上市地域福祉計画」そして「郡上市子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図りつつ、計画策定から実践・評価に至るまでのすべてにおいて、市と市民の皆さんや障がい者福祉に携わる事業所等の皆さんが協働して進めるものです。



障がい者福祉の制度は近年めまぐるしく進歩しており、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたほか、県においても「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」が施行され、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会をつくることを目指しています。

本市においても安心して地域で暮らしていくために、『みんなで創り、みんなで育む、安心して暮らし続けられるまち 郡上』を合言葉に、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、すべての人が人としての尊厳を持って安心して暮らすことができる「共生社会」の実現を目指しています。

最後に本計画の策定にあたり、ご意見やご提言をいただきました郡上市健康福祉推進協議会や郡上市地域自立支援協議会の皆さまに厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

郡上市長 日置敏明

目 次

第1章 計画の概要	P 1
1 計画策定の背景	
2 計画の位置づけ	
第2章 障がい者を取りまく状況	P 6
1 人口の推移	
2 障がい者（児）の状況	
3 特定疾患（難病）認定者数の状況	
4 発達障害等の状況	
第3章 障害福祉サービスの利用状況	P 19
1 自立支援給付によるサービスの概要及び利用状況	
2 児童福祉法による障がい児支援の概要及び利用状況	
3 地域生活支援事業のサービスの概要及び利用状況	
第4章 アンケートの調査結果の概要	P 35
1 障がい者等アンケート調査結果からみた現状	
2 支援が必要な児童に関するアンケート調査結果からみた現状	
3 障害福祉サービス事業所アンケート調査結果からみた現状	
第5章 障がい者等支援施策の展開	P 57
1 基本理念	
2 基本目標	
3 支援施策	
第6章 障害福祉サービス等の成果目標	P 71

- 1 障害福祉サービスに関する成果目標
- 2 障害福祉サービスに関する活動指標
- 3 児童福祉法による障がい児支援の活動指標
- 4 地域生活支援事業に関する活動指標

第7章 計画の推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・P88

- 1 達成状況の点検及び評価（PDCAサイクル）
- 2 関係機関及び事業所などとの連携
- 3 計画の達成状況の進行管理

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

障害者基本法の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念のっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」理念に基づき施策を進めてきました。

第1期郡上市障害福祉計画（平成19年度から平成20年度）では、平成17年度に策定した「郡上市健康福祉推進計画」との整合性を図りつつ、ノーマライゼーションの理念のもと、障害の種別、程度を問わず障がいのある人などが住み慣れた地域で、その必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を目指すことを基本として、障害福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るものでした。

第2期郡上市障害福祉計画（平成21年度から平成23年度）では、社会情勢や、国・県等の動向、市の状況を踏まえて、実施事業や数値目標などについて見直し、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として「郡上市地域自立支援協議会」を計画期間中の平成21年度に設立しました。

第3期郡上市障害福祉計画（平成24年度から平成26年度）は、第2期郡上市障害福祉計画の理念や基本方針は踏襲し、つなぎ法である障害者自立支援法の改正、児童福祉法の改正を踏まえ、市独自の課題の洗い出し、数値目標の見直しをおこない、計画の推進を図ってきました。

第4期郡上市障害福祉計画（平成27年度から平成29年度）は、第3期郡上市障害福祉計画の基本理念を踏襲しながら、市内の障害福祉サービス事業所が共同で運営するNPO 法人と共に障がいのある人への相談や支援を行ったほか、障がい者への虐待防止や成年後見制度の啓発を行いました。

国においては、平成28年4月に、障がい者に対する差別的な取扱い禁止などが盛り込まれた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたほか、県においても、障がいの有無にとらわれず社会で共に暮ら

していく共生社会の実現に向け、「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」が施行されました。この条例には、県、市町村、障がい者関係団体が連携して、共生社会実現施策に取り組むことが規定されています。

さらには、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正による法定雇用率の拡大等、障がい者の一般就労の拡大に向けた取り組みが推進されているほか、障がい者スポーツや、障がい者の芸術文化への取り組みも強化が進んでいます。

平成28年6月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」および「児童福祉法」が改正されました。この改正により、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、平成30年4月から「自立生活援助」や「就労定着支援」などのサービス、高齢障がい者が介護保険サービスを利用する場合に利用者負担の軽減の仕組みなどが新しく設けられました。加えて、障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため「障害児福祉計画」を策定し、障がい児の健やかな育成のための発達支援の取り組みについて盛り込むことになりました。

また、同年7月には、厚生労働省が「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、介護保険制度の見直しによる「共生型サービス」の創設や介護・障害の報酬改定など、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めています。

郡上市では、このような障がい者施策の目まぐるしい変化に対応しながら市の実情を踏まえ、障がい者への福祉サービスのさらなる向上を図り、「みんなで創り、みんなで育む、安心して暮らし続けられるまち、郡上」を目指して、数多くの法律の制定に対応し、施策を推進していくことが今後求められています。

2 計画の位置づけ

◆ 計画の目的

障害者総合支援法では、地域における共生社会の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための施策を講ずることとされています。

また、平成28年6月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が行われ、障がいのある人が自ら望む地域で暮らすことができるよう、生活支援と就労支援の充実や障がいのある児童への多様化するニーズに対応するための支援の拡充が図られたところです。

本市においては、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づき、市町村が策定する障害福祉計画及び障害児福祉計画の達成に資するため、障害福祉サービス等の提供体制の確保その他これら法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として「第5期郡上市障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」を定めることとします。

なお、「第1期障害児福祉計画」については、本計画と一緒に策定することにより、乳幼児期、学齢期、就労期、老齢期といったライフサイクル全体を通じ、障がいのある方に対し一貫した支援の推進を図ります。

さらに本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画と一体的に策定したものです。

◆ 計画の位置づけ及び期間

この計画は、国の指針等に則して「郡上市総合計画」、「郡上市健康福祉推進計画」、「郡上市地域福祉計画」及び「子ども子育て支援事業計画」との整合性を図りながら策定するものです。

市町村障害福祉計画は、3年ごとの計画策定が国の基本指針により定められています。このため、本計画の計画期間は平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

計画の関係

「郡上市総合計画」平成28年度から平成37年度



「郡上市健康福祉推進計画」平成28年度から平成37年度



「郡上市地域福祉計画」平成29年度から平成33年度



「郡上市障害福祉計画」「郡上市障害児福祉計画」

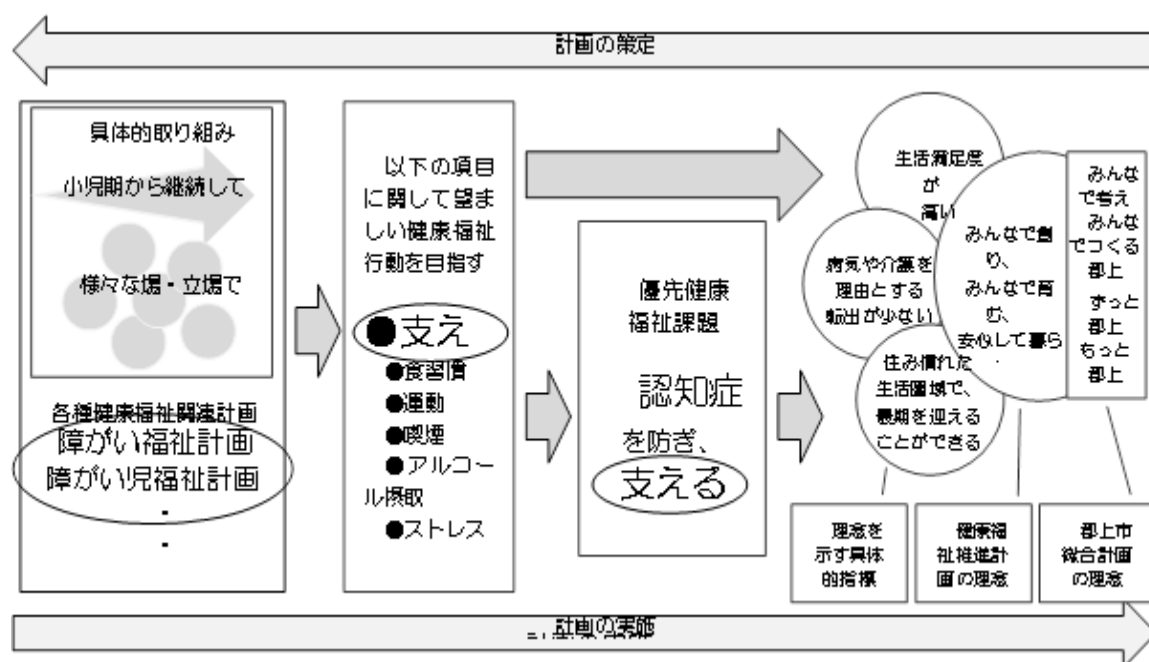
第1期 障害福祉計画	第2期 障害福祉計画	第3期 障害福祉計画	第4期 障害福祉計画	第5期 障害福祉計画 第1期 障害児福祉計画
平成19年度 から 平成20年度	平成21年度 から 平成23年度	平成24年度 から 平成26年度	平成27年度 から 平成29年度	平成30年度 から 平成32年度
障がい者施策の理念や基本方針を定め、平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及びサービスの見込量を設定	障がい者施策の理念や基本方針は踏襲し、第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を策定	障がい者施策の理念や基本方針は踏襲し、つなぎ法である障害者自立支援法の改正、児童福祉法の改正を踏まえ、第3期障害福祉計画を策定	障がい者施策の理念や基本方針は踏襲し、障害者総合支援法の施行等を踏まえ、第4期障害福祉計画を策定	障がい者施策の理念や基本方針は踏襲し、障害者総合支援法の3年後の見直し等を踏まえ、平成32年度を目標として、第5期障害福祉計画を策定 また、児童福祉法の改正により新たに第1期障害児福祉計画を策定



「子ども子育て支援事業計画」平成27年度から平成31年度

第2次健康福祉推進計画では、「暮らし続けられるまち」つまり「持続可能なコミュニティ」である条件を健康福祉的側面からみたより具体的な指標として、①生活満足度が高いこと、②病気や介護を理由に転出する人が少ないこと、③住み慣れた生活圏域で最期を迎えることができることとし、その取り組む優先健康福祉課題を「認知症」とし、「認知症を防ぎ支えること」つまり認知症を予防する面では、認知症の危険因子・予防因子への取り組みや、小児期から将来にわたって望ましい生活習慣となるよう支援する取り組みを、支える面では、認知症になった人を、家族のみならず地域で支える取り組みや、そうした支える知識・態度・技術を小児期から形成できるよう支援する取り組みを実施していくこととしています。

この障害福祉計画・障害児福祉計画も、上位計画である健康福祉推進この優先健康福祉課題の認知症も含む障がいのある方が、この計画で立案された支援施策に取り組んでいくことによって、健康福祉行動のうち特に「支え」が望ましい方向に向かい、結果として障害があっても生活満足度が高く、障害やそれを支える家族の負担を理由に転出することが少なく、住み慣れた生活圏域で生活が継続でき最期を迎えることができることをめざしていくこととなります。



第2章 障がい者を取りまく状況

1 人口の推移

郡上市の人口は年々減少傾向にあり、平成28年度末現在で42,887人となっています。18歳未満人口は、平成20年度末現在が7,687人で平成28年度末現在は6,288人と9年間で1,399人減少しています。

また、65歳以上高齢者の人口は、平成20年度末現在が14,385人で平成28年度末現在は14,823人と徐々に増加しています。しかし、人口全体としては9年間で4,728人減少し、少子高齢化が進んでいます。

◆人口の推移

(単位：人)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
総人口	47,615	47,082	46,510	45,920	45,407	44,732	44,158	43,538	42,887
18歳未満	7,687	7,448	7,272	7,122	6,974	6,778	6,593	6,442	6,288
18～64歳	25,543	25,242	25,100	24,804	24,254	23,498	22,959	22,343	21,776
65歳以上	14,385	14,392	14,138	13,994	14,179	14,456	14,606	14,753	14,823

資料：住民基本台帳各年度末現在(外国人登録を含む)

2 障がい者（児）の状況

(1) 障がい者（児）の手帳所持者数の推移

郡上市の障がい者（児）数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、重複含む）は、平成28年度末現在で2,969人、人口に対する出現率は6.9%であり、市民の約14人に1人が身体、知的又は精神に障害があるという状況です。

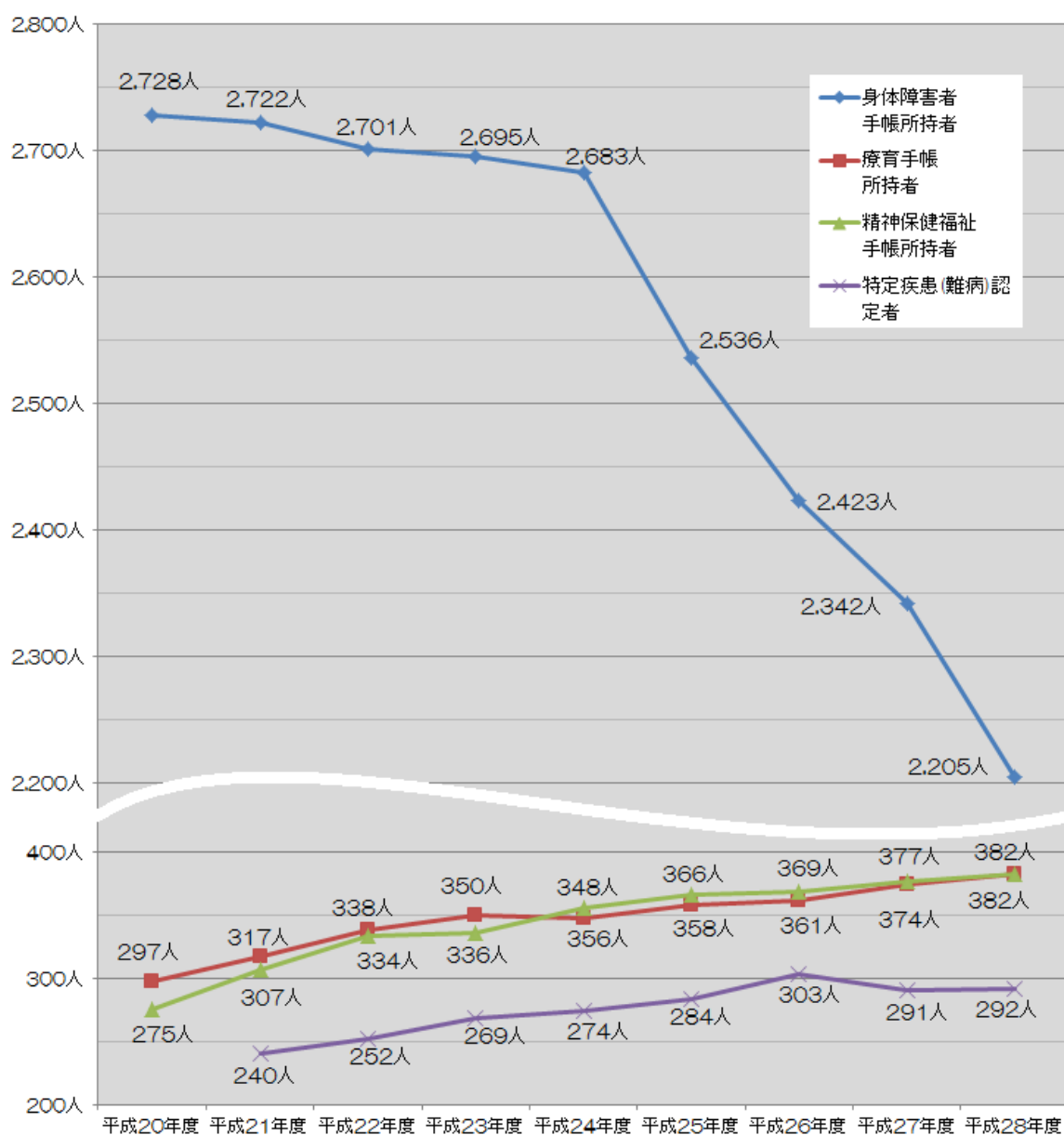
障害別にみると、身体障がい者の人数は平成20年度をピークに減少しています。

また、知的障がい者及び精神障がい者の人数は増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成28年度末現在382人で平成20年度末と比較して107人増加しており、9年間で約1.4倍増加しています。

◆障がい者数の推移

区 分		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
総人口		47,615人	47,082人	46,510人	45,920人	45,407人	44,732人	44,158人	43,538人	42,887人
身体障害者 手帳所持者	人数	2,728人	2,722人	2,701人	2,695人	2,683人	2,536人	2,423人	2,342人	2,205人
	割合	5.7%	5.8%	5.8%	5.9%	5.9%	5.7%	5.5%	5.4%	5.1%
療育手帳 所持者	人数	297人	317人	338人	350人	348人	358人	361人	374人	382人
	割合	0.6%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%
精神保健福祉 手帳所持者	人数	275人	307人	334人	336人	356人	366人	369人	377人	382人
	割合	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%
特定疾患(難 病)認定者	人数	—	240人	252人	269人	274人	284人	303人	291人	292人
	割合	—	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%

各年度末現在



（２）身体障害者手帳所持者の年齢構成別の推移

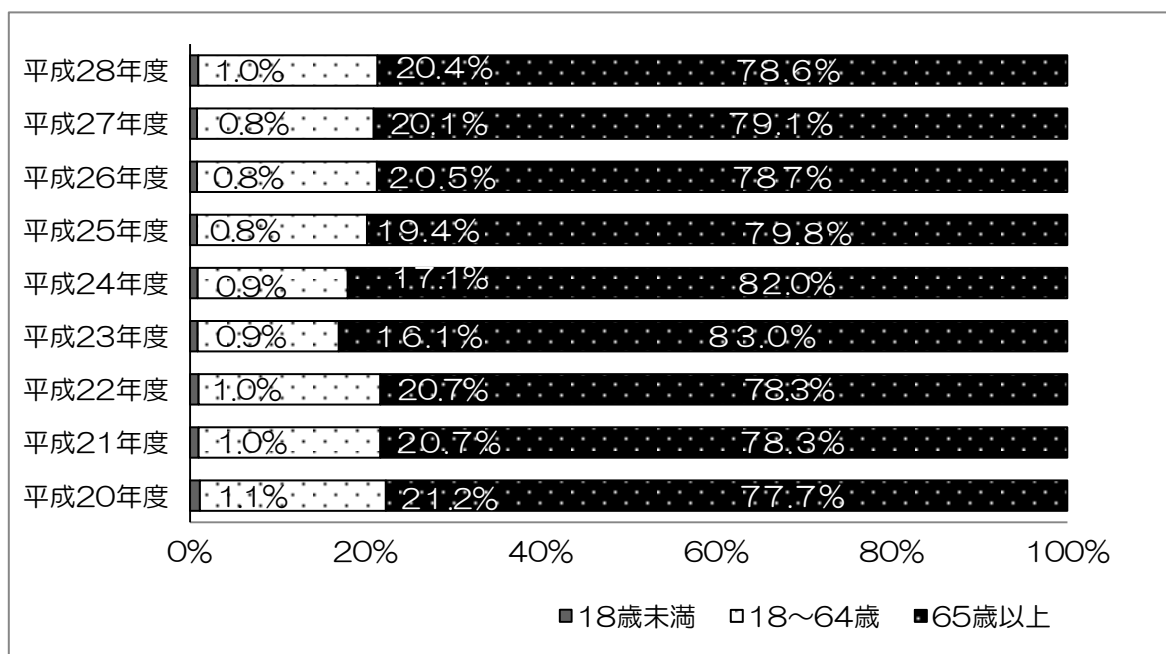
平成２８年度末現在の身体障がい者（児）数（身体障害者手帳所持者）は２,２０５人、そのうち１８歳未満は２１人で身体障害者手帳所持者全体の１.０%なのに対して、６５歳以上の高齢者が１,７３４人で ７８.６%を占めています。

新規手帳交付者数を年齢別に見ると、全体の身体障害者手帳所持者数が減少する中で、６５歳以上の新規交付者が高い割合となっており平成２８年度は７６.５%となっています。その要因としては、加齢に伴ってそれまでの生活習慣を基盤とした疾患や、身体機能の低下等が考えられ身体障がい者として認定され易くなっていることなどが考えられます。

原則６５歳以上の高齢者は介護保険の対象となり、障害者総合支援法に優先して介護保険の様々なサービスを利用することになっています。

なお、長期間障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障がい者が、介護保険サービスを利用した場合にかかる利用料を、障害福祉制度により軽減（償還）する制度が平成３０年度から始まります。

◆身体障害者手帳所持者の年齢構成比の推移



◆年代別身体障害者手帳所持者の推移

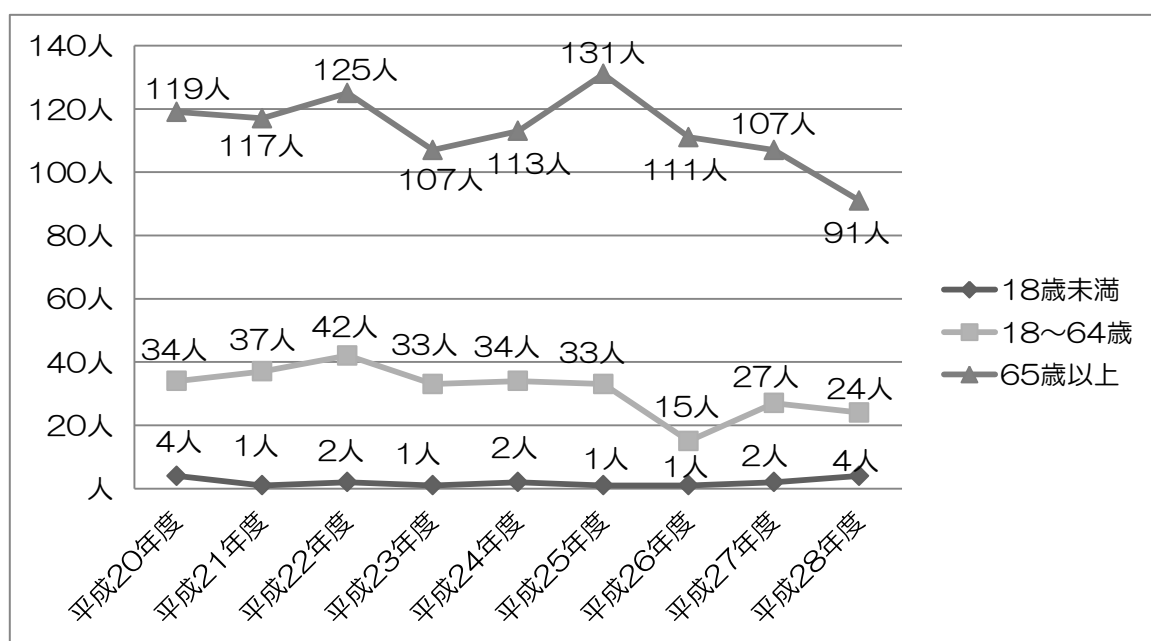
(単位：人)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
18歳未満	31人	27人	26人	23人	23人	20人	19人	19人	21人
	1.1%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	1.0%
18～64歳	578人	564人	560人	434人	459人	492人	497人	471人	450人
	21.2%	20.7%	20.7%	16.1%	17.1%	19.4%	20.5%	20.1%	20.4%
65歳以上	2,119人	2,131人	2,115人	2,238人	2,201人	2,024人	1,907人	1,852人	1,734人
	77.7%	78.3%	78.3%	83.0%	82.0%	79.8%	78.7%	79.1%	78.6%
計	2,728人	2,722人	2,701人	2,695人	2,683人	2,536人	2,423人	2,342人	2,205人

資料：身体障害者厚生相談所

各年度末現在

◆身体障害者手帳新規交付者の年齢別の推移



◆年代別身体障害者手帳新規交付者の推移

(単位：人)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
18歳未満	4人	1人	2人	1人	2人	1人	1人	2人	4人
18～64歳	34人	37人	42人	33人	34人	33人	15人	27人	24人
65歳以上	119人	117人	125人	107人	113人	131人	111人	107人	91人
計	157人	155人	169人	141人	149人	165人	127人	136人	119人

各年度末現在

(3) 身体障害者手帳所持者の等級別の推移

身体障害者手帳所持者の等級別数は、１級から３級までの割合が手帳所持者の６５.０％となっており、障害の重度化傾向が続いています。

また、平成２８年度末の障害部位別に等級別を見ると、肢体不自由が全体の６１.９％、続いて内部障害が２５.９％となっています。内部障害では１級の割合が５９.９％となっており、障害の最重度化がうかがえます。

◆身体障害者手帳所持者の等級別の推移

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
１級	682人	686人	684人	668人	677人	645人	620人	609人	607人
２級	465人	451人	433人	417人	413人	381人	351人	337人	293人
３級	657人	656人	649人	649人	626人	617人	591人	572人	533人
４級	557人	561人	574人	603人	609人	574人	565人	533人	510人
５級	203人	201人	200人	194人	196人	174人	156人	150人	134人
６級	164人	167人	161人	164人	162人	145人	140人	141人	128人
計	2,728人	2,722人	2,701人	2,695人	2,683人	2,536人	2,423人	2,342人	2,205人

各年度末現在

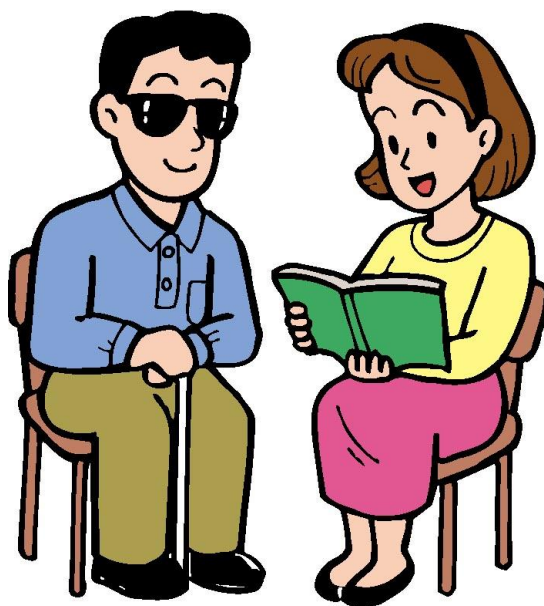
◆障害の部位別身体障害者手帳所持者数の推移

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
視覚障害	178人	166人	157人	150人	150人	137人	130人	126人	112人
聴覚・平衡機能障害	178人	177人	179人	180人	176人	165人	163人	156人	139人
音声・言語・そ しゃく機能障害	16人	15人	15人	14人	15人	16人	20人	19人	19人
肢体不自由	1,718人	1,733人	1,700人	1,702人	1,702人	1,604人	1,535人	1,474人	1,364人
内部障害	638人	631人	650人	649人	640人	614人	575人	567人	571人
計	2,728人	2,722人	2,701人	2,695人	2,683人	2,536人	2,423人	2,342人	2,205人

各年度末現在

◆平成２８年度 障害の部位別・等級別身体障害者手帳所持者の状況

区 分	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語・ そしゃく機 能障害	肢体不自由	内部障害	計
１級	34人	3人		228人	342人	607人
２級	34人	42人	3人	211人	3人	293人
３級	14人	15人	10人	389人	105人	533人
４級	7人	25人	6人	351人	121人	510人
５級	14人			120人		134人
６級	9人	54人		65人		128人
計	112人	139人	19人	1,364人	571人	2,205人



（４）療育手帳所持者の推移

知的障がい者（児）数（療育手帳所持者）は３８２人で、このうち１８歳未満が８９人（療育手帳所持者全体の２３.３％）、６５歳以上が３９人（同１０.２％）であり、身体障害者手帳所持者と比較して１８歳未満の占める割合が高い傾向となっています。

また、１８歳から６４歳までの手帳所持者は年々増加傾向にあり、平成２０年度末の１８０人と比較して、平成２８年度末は２５４人となり７４人増えており１.４倍に増加しています。

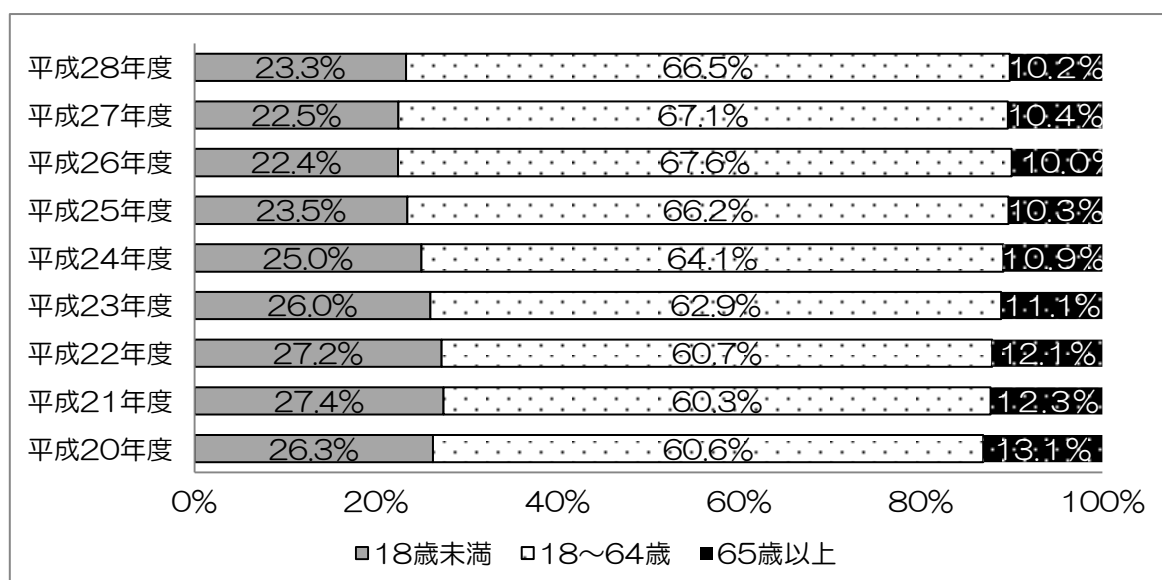
なお、療育手帳の交付者を判定別にみると、Ａ判定からＢ１判定の中度以上の認定者はほぼ横ばいに対して、Ｂ２判定の軽度の認定者が増えています。

◆療育手帳所持者の年齢構成

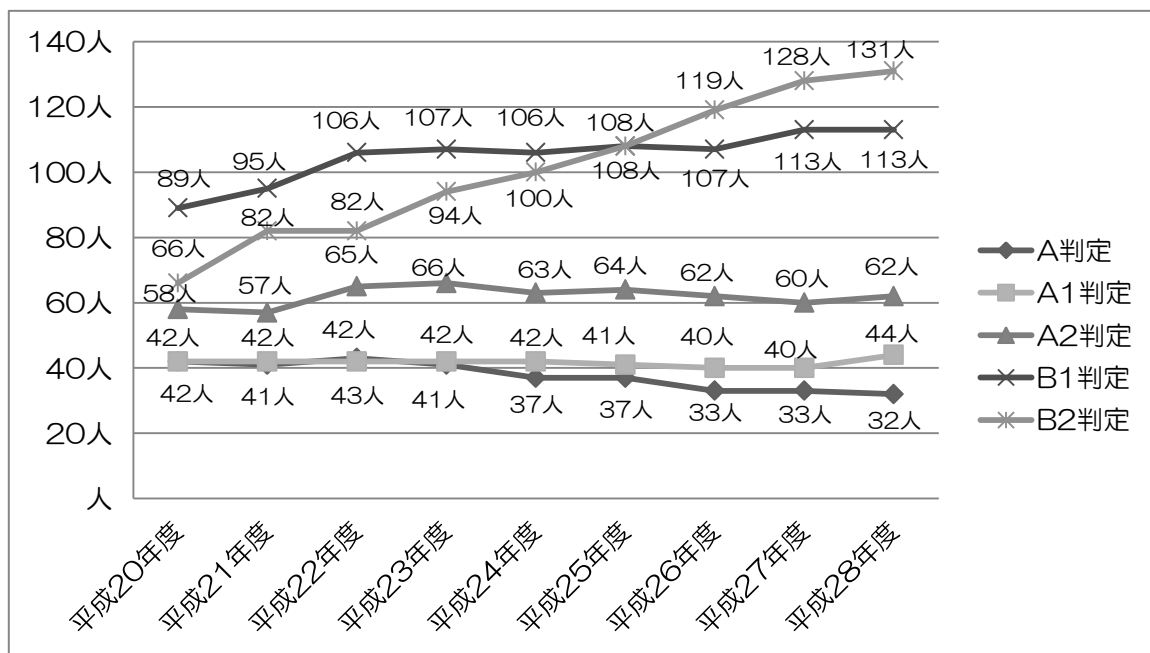
区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
18歳未満	78	87	92	91	87	84	81	84	89
18～64歳	180	191	205	220	223	237	244	251	254
65歳以上	39	39	41	39	38	37	36	39	39
計	297	317	338	350	348	358	361	374	382

資料：知的障害者更生相談所 各年度末現在

◆療育手帳所持者の年齢構成比の推移



◆療育手帳の判定別交付数の推移



区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
A判定	42人	41人	43人	41人	37人	37人	33人	33人	32人
A1判定	42人	42人	42人	42人	42人	41人	40人	40人	44人
A2判定	58人	57人	65人	66人	63人	64人	62人	60人	62人
B1判定	89人	95人	106人	107人	106人	108人	107人	113人	113人
B2判定	66人	82人	82人	94人	100人	108人	119人	128人	131人
計	297人	317人	338人	350人	348人	358人	361人	374人	382人

各年度末現在

◆平成28年度 年齢別・判定別療育手帳交付数の状況

区 分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	計
A判定		24人	8人	32人
A1判定	6人	37人	1人	44人
A2判定	11人	37人	14人	62人
B1判定	16人	85人	12人	113人
B2判定	56人	71人	4人	131人
計	89人	254人	39人	382人

28年度末現在

（５）精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢構成別等の推移

精神障がい者（児）数（精神障害者保健福祉手帳所持者）は、平成２８年度末現在３８２人で、平成２０年度からの９年間で約１.４倍増加しています。

年齢構成別で見ると、６５歳以上が１３４人（精神障害者保健福祉手帳所持者全体の３５.１％）で、近年６５歳以上の手帳所持者が急激に増加しています。

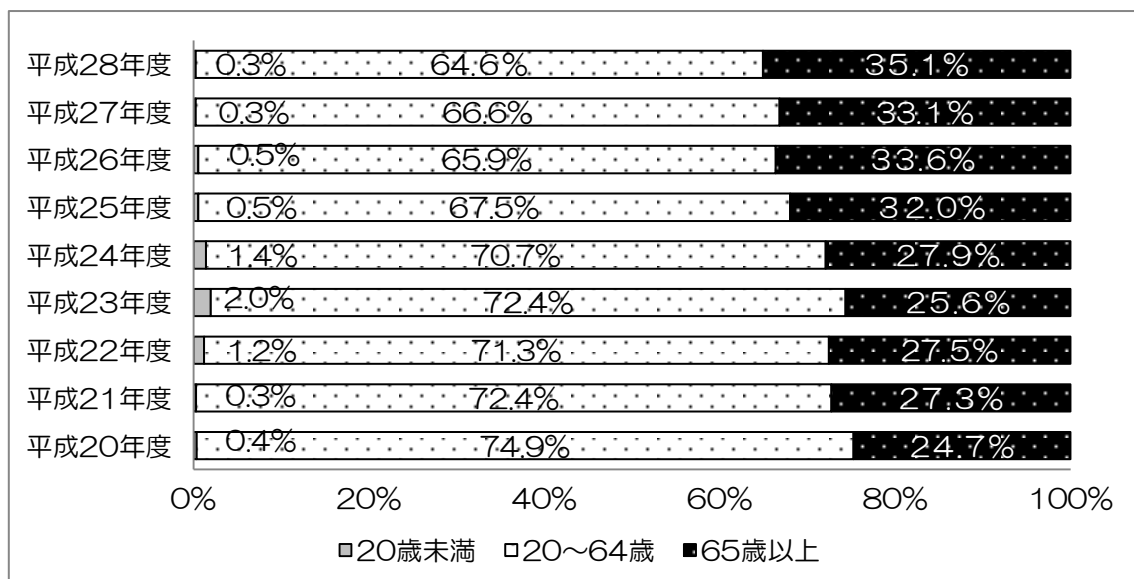
また、平成２０年度と平成２８年度を比較して、２０歳から６４歳の手帳所持者は４１人の増で１.２倍ですが、６５歳以上の手帳所持者は６６人増えており２.０倍増加しています。

◆精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢構成比

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
20歳未満	1	1	4	7	5	2	2	1	1
20～64歳	206	226	238	254	248	247	243	251	247
65歳以上	68	85	92	90	98	117	124	125	134
計	275	312	334	351	351	366	369	377	382

資料：関保健所 各年度末現在

◆精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢構成比の推移



◆等級別精神障害者保健福祉手帳交付数の推移

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	107人	117人	127人	134人	133人	131人	142人	151人	148人
2級	153人	179人	190人	196人	199人	213人	201人	204人	210人
3級	15人	16人	17人	21人	19人	22人	26人	22人	24人
計	275人	312人	334人	351人	351人	366人	369人	377人	382人

関保健所調べ

◆自立支援医療（精神通院）の患者数の推移

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
患者数	232人	235人	250人	260人	258人	254人	264人	275人

関保健所調べ 各年度末現在

◆自立支援医療（精神通院）の疾患別患者数の推移

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
症状性を含む 器質性精神障害	アルツハイマー病の 認知症	3人	5人	7人	10人	10人	11人	10人	11人
	血管性認知症								
	その他の症状を含む 器質性精神障害								
精神作用物質 による精神及 び行動の障害	アルコール使用による 精神及び行動の障害	6人	10人	7人	8人	10人	9人	8人	6人
	覚醒剤中毒								
	アルコール・覚醒剤を除く精神 副作用物質による精神及び行動 の障害								
統合失調症		124人	115人	123人	119人	110人	107人	112人	112人
気分〈感情〉障害		63人	64人	67人	68人	71人	76人	79人	82人
神経性障害・ストレス関連障害及び 身体表現性障害		10人	9人	11人	15人	19人	16人	15人	17人
生理的障害及び身体的要因に関連した行 動症候群				1人	1人	1人	1人	1人	1人
成人の人格及び行動の障害		3人	4人	4人	3人	3人	2人	3人	3人
精神遅滞		3人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人
心理的発達の障害		3人	4人	5人	7人	6人	6人	6人	9人
小児期及び青年期に通常発症する行動 及び情緒の障害及び特定不能の精神障害		1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	3人
てんかん		15人	21人	22人	24人	23人	23人	25人	27人
その他・分類不明		1人			2人	2人	2人	2人	2人
計		232人	235人	250人	260人	258人	256人	264人	275人

関保健所調べ 各年度末現在

3 特定疾患（難病）認定者数の状況

平成25年4月1日施行の「障害者総合支援法」では、障がい者の定義の範囲が見直され難病を有する方が新たに対象となりました。その対象となる指定難病は、平成25年4月には130疾患、平成27年1月には151疾患、そして平成29年4月には358疾患と拡大されています。

◆年齢別特定疾患（難病）認定者数の推移

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
認定者数	240人	252人	269人	274人	284人	303人	291人	292人

関保健所調べ 各年度末現在

4 発達障害等の状況

（１）発達障がい者（児）の推移

発達障害者支援法（平成16年12月）によると発達障害とは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠如多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」と定義されています。発達障害者支援法施行後に全国に設置された発達障害者支援センターにおける相談支援、発達支援、就労支援の実支援件数（平成28年度発達障害情報・支援センター調査）の増加や通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な支援を必要とする児童生徒に関する調査（平成24年度文部科学省調査）においても発達障害の可能性のある児童生徒の割合は高くなっており、発達障がい者（児）は全国的に増加していることが見受けられます。しかし、発達障害者支援法施行後は発達障がい者（児）に対する支援は医療、保健、福祉、教育、労働等の現場で取り組み、その取り組みは着実に進展しています。

また、発達障害者支援法施行から10年以上が経過し、平成28年8月には発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって発達障害者支援法が改正されました。

(2) 特別支援教育

「特別支援教育」とは、障がいのある児童の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、児童一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

特別支援学級は、障害等により通常の学級における指導では十分な指導の効果を上げることが困難な児童生徒に対し、きめ細かな教育を行うために、小学校及び中学校の中に、特別に設置された少人数の学級です。また、通常の学級に在籍していながら、個別的な特別支援教育を受けることのできる特別な配慮のもとに、児童の実態に応じた適切な教育を行う通級学級も含まれます。

特別支援学校とは、学校教育法で規定された心身障がい児等を対象とする学校です。視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む）に対し、幼稚園・小学校・中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを行っています。

◆特別支援学級及び通級教室の開設等状況

区 分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
学 級 数	小学校	22学級	23学級	24学級	25学級	25学級	21学級	22学級
	中学校	11学級	11学級	10学級	10学級	12学級	14学級	14学級
	計	33学級	34学級	34学級	35学級	37学級	35学級	36学級
在籍児童数	小学校	76人	76人	79人	71人	71人	73人	88人
	中学校	43人	38人	41人	44人	46人	58人	56人
	計	119人	114人	120人	115人	117人	131人	144人

郡上市教育委員会調べ

◆特別支援学校高等部の卒業生の推移

区 分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
卒業生徒数	郡上 特別支援学校	12人	7人	10人	13人	8人	8人	4人
	上記以外 特別支援学校	3人	-	2人	2人	1人	-	-
	計	15人	7人	12人	15人	9人	8人	4人

（３）障がい児保育等

障がいのある児童の幼稚園や保育所での受け入れに対応するため、幼稚園等に幼稚園教諭・担任保育士を加配する事業を市は推進しています。

本市において障がい児受入保育園等への支援として、私立幼稚園・保育園の場合は加配保育士・幼稚園教諭の人件費補助を、公立幼稚園・保育園の場合は加配保育士・幼稚園教諭の配置を行っています。

また、共働き家庭など留守家庭の小学校１年生から６年生までの児童に対し家庭に代わる生活の拠点として、遊びを中心とした活動を行う放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を実施しています。この放課後児童クラブにおいても、障がいのある児童の受け入れを促進するため、障害の種別や程度に適切に対応できる指導員の確保とその資質向上を図るため、専門的知識等を有する指導員を各クラブに配置する支援を行っています。

第3章 障害福祉サービスの利用状況

※個別の単位については、次のとおりです。

「人/月」・・・月間の利用人数

「時間/月」・・・月間のサービス提供時間

「人日/月」・・・「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」のサービス量

1 自立支援給付によるサービスの概要及び利用状況

(1) 訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプ・サービス）

居宅介護とは、ホームヘルパーが障がいのある人などの居宅を訪問して、入浴、排せつおよび食事などの介護、調理、洗濯および掃除などのサービスを行うサービスです。

居宅介護の利用状況は次の表のとおりです。現在の利用者数はほぼ横ばいとなっています。

◆居宅介護（ホームヘルプ・サービス）の利用状況

区 分			第3期計画			第4期計画		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
見込量	利用者数	人/月	33	36	39	45	48	51
	サービス 利用量	時間/月	630	690	750	465	500	530
実績	利用者数	人/月	31	33	39	32	31	32
	サービス 利用量	時間/月	774	541	496	334	323	310

平成29年度は実績見込

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者などで常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動支援など介護を総合的に行うサービスです。

このサービスでは、生活全般について介護サービスを手厚く提供することで、常に介護が必要な重い障がいがある人でも、在宅での生活が続けられるように支援します。現在このサービスの利用者はありません。

◆重度訪問介護の利用状況

区 分			第3期計画			第4期計画		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
見込量	利用者数	人/月	1	1	1	1	1	1
	サービス 利用量	時間/月	96	96	96	380	380	380
実績	利用者数	人/月	1	1	1	1	0	0
	サービス 利用量	時間/月	55	299	255	96	0	0

平成29年度は実績見込

③同行援護

同行援護とは、移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うサービスです。

単に利用者を行きたいところに連れて行くだけではなく、外出先での情報提供や代読・代筆などの役割も担う、視覚障がいのある人の社会参加や地域生活においてなくてはならないサービスです。

利用者が限定されるため計画した見込量には達していません。

◆同行援護の利用状況

区 分			第3期計画			第4期計画		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
見込量	利用者数	人/月	4	4	4	3	3	3
	サービス 利用量	時間/月	18	20	20	10	10	10
実績	利用者数	人/月	2	3	2	1	1	1
	サービス 利用量	時間/月	13	10	6	2	4	3

平成29年度は実績見込

④行動援護

行動援護とは、行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行うサービスです。

障害の特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、知的障がいや精神障がいのある人の社会参加と地域生活を支援します。

平成27年度は利用がありませんでしたが、平成28年度から1名の利用があります。

◆行動援護の利用状況

区 分			第3期計画			第4期計画		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
見込量	利用者数	人/月	1	1	1	1	1	1
	サービス 利用量	時間/月	18	20	20	10	10	10
実績	利用者数	人/月	0	0	0	0	1	1
	サービス 利用量	時間/月	0	0	0	0	2	1

平成29年度は実績見込

⑤重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

このサービスでは、様々なサービスを組み合わせて手厚く提供することにより、たとえ最重度の障がいのある人でも安心して地域での生活が続けられるよう支援します。

現在このサービスの利用はありません。

(2) 日中系・その他サービス

①生活介護

障害者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行うサービスです。

このサービスでは、自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を目的として通所により様々なサービスを提供し、障がいのある人の社会参加と福祉の増進を支援します。

平成28年度より1法人が定員を増やす予定で見込み量を設定しましたが、定員を増やさなかったため見込み量には達していませんでした。

◆生活介護の利用状況

区 分			第3期計画			第4期計画		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
見込量	利用者数	人/月	130	135	140	150	170	170
	サービス利用量	人日/月	2,600	2,700	2,800	2,850	3,200	3,200
実績	利用者数	人/月	118	120	131	133	129	127
	サービス利用量	人日/月	2,436	2,341	2,561	2,535	2,511	2,535

平成29年度は実績見込

②自立訓練（機能訓練）

身体障がいのある人または難病を患っている人などに対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行うサービスです。

このサービスでは、リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事の訓練などの実践的なトレーニングを中心に一定の期間を決めて行い、障がいのある人などの地域生活への移行を支援します。

このサービスは、対象者も限られており利用期間が最長1年6か月と定められていることもあって、平成28年度からは利用がありません。

◆自立訓練（機能訓練）の利用状況

区 分			第3期計画			第4期計画		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
見込量	利用者数	人/月	2	2	2	2	3	3
	サービス 利用量	人日/月	10	10	10	30	40	40
実績	利用者数	人/月	0	0	2	1	0	0
	サービス 利用量	人日/月	0	0	30	4	0	0

平成29年度は実績見込

③自立訓練（生活訓練）

知的障がいまたは精神障がいのある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行うサービスです。

このサービスでは、施設や病院に長期入所または長期入院していた人などを対象に、地域生活を送る上で身につけなくてはならない基本的な日常生活能力を向上させるための訓練を行い、障がいのある人の地域生活への移行を支援します。

このサービスは、対象者も限られており利用期間が最長2年間と定められていることもあって、平成27年度より利用者数及びサービス利用量とも見込量を下回っています。

◆自立訓練（生活訓練）の利用状況

区 分			第3期計画			第4期計画		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
見込量	利用者数	人/月	10	10	10	15	15	15
	サービス 利用量	人日/月	100	100	100	155	155	155
実績	利用者数	人/月	18	19	15	5	2	2
	サービス 利用量	人日/月	563	671	288	87	46	49

平成29年度は実績見込

④就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じて就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練や就労に関する相談や支援を行うサービスです。

このサービスでは、一般就労に必要な知識・能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着を目指します。

市内に事業所が無いこともあり、実績が見込量を下回りました。

◆就労移行支援の利用状況

区 分			第3期計画			第4期計画		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
見込量	利用者数	人/月	8	8	8	1	2	2
	サービス 利用量	人日/月	150	150	150	23	46	46
実績	利用者数	人/月	3	1	1	2	3	1
	サービス 利用量	人日/月	69	4	7	16	29	20

平成29年度は実績見込

⑤就労継続支援A型（雇用型）

65歳未満で一般企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が高まった人は、最終的には一般就労への移行をめざします。

平成27年度に1事業所が開設予定でしたが、開設されませんでした。

そのため、利用者数については見込量を下回る実績となっています。

◆就労継続支援A型の利用状況

区 分			第3期計画			第4期計画		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
見込量	利用者数	人/月	11	15	20	30	40	40
	サービス 利用量	人日/月	190	270	400	550	735	735
実績	利用者数	人/月	9	13	16	13	13	15
	サービス 利用量	人日/月	174	247	247	254	264	283

平成29年度は実績見込

⑥就労継続支援B型（非雇用型）

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった人は、就労継続支援A型や一般就労への移行を目指します。

第4期計画では、市内の就労継続支援B型事業所の定員をもとに利用者数を見込みましたが、実利用者数の大きな伸びはありませんでした。本市において定員に満たない事業所もあり、現在は充足状態に近いと思われます。

◆就労継続支援B型の利用状況

区 分			第3期計画			第4期計画		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
見込量	利用者数	人/月	105	119	125	155	155	155
	サービス利用量	人日/月	1,575	1,785	1,875	2,025	2,025	2,025
実績	利用者数	人/月	106	107	141	118	120	119
	サービス利用量	人日/月	1,701	1,727	2,062	1,854	1,900	1,982

平成29年度は実績見込

⑦療養介護

療養介護とは、医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行うサービスです。

医療と介護が必要な人が利用するサービスのため、利用者が限定されています。

◆療養介護の利用状況

区 分			第3期計画			第4期計画		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
見込量	利用者数	人/月	4	4	4	3	3	3
実績	利用者数	人/月	4	3	3	3	3	3

平成29年度は実績見込

⑧短期入所

自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

また、このサービスは、介護者の休息としての役割も担っています。

医療型短期入所については見込量を達成しましたが、福祉型短期入所については利用者数及びサービス利用量とも、見込量を下回る実績となっています。

◆短期入所の利用状況

区 分				第3期計画			第4期計画		
				平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
見込量	福祉型	利用者数	人/月	20	20	20	25	25	25
		サービス利用量	人日/月	120	120	120	130	130	130
	医療型	利用者数	人/月	-	-	-	2	2	2
		サービス利用量	人日/月	-	-	-	15	15	15
実績	福祉型	利用者数	人/月	10	15	33	14	13	13
		サービス利用量	人日/月	133	131	129	99	84	72
	医療型	利用者数	人/月	-	-	2	3	3	3
		サービス利用量	人日/月	-	-	21	16	15	18

平成29年度は実績見込

※平成26年度までの見込量及び平成25年度までの実績については、福祉型に医療型を全て含んだ数値となっています。

- ・福祉型…障害者支援施設等への宿泊
- ・医療型…医療機関への宿泊

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

共同生活援助は、夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等、また相談や日常生活上の援助を行うサービスです。

第4期計画期間中は、ほぼ見込量どおりの実績で推移しています。

◆ 共同生活援助（グループホーム）の利用状況

区 分			第3期計画			第4期計画		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
見込量	利用者数	人/月	37	41	51	65	72	72
実績	利用者数	人/月	35	39	52	63	68	70

平成29年度は実績見込

② 施設入所支援

常時介護を必要とする障がいのある人に対し、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

生活介護などの日中活動とあわせて、こうした夜間等におけるサービスを提供することで、障がいのある人の日常生活を一体的に支援します。

なお、第4期計画期間中に1人が施設入所から地域生活へ移行しました。

◆ 施設入所支援の利用状況

区 分			第3期計画			第4期計画		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
見込量	利用者数	人/月	68	68	65	62	62	62
実績	利用者数	人/月	65	62	62	62	60	60

平成29年度は実績見込

（４）相談支援

①計画相談支援

支給決定前のサービス等利用計画案や支給決定後の計画の作成、一定の期間後にサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行うサービスです。

第４期計画中は、見込量より実績値は低くなっていますが、障害福祉サービスを利用している人すべてにおいて、サービス利用計画の作成が完了しています。

◆計画相談支援の利用状況

区 分			第３期計画			第４期計画		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
見込量	利用者数	人/月	15	31	46	78	78	78
実績	利用者数	人/月	2	51	70	65	57	61

平成29年度は実績見込

②地域移行支援

障害者施設等に入所している人や精神科病院に入院している人に、住居の確保や地域生活移行するための活動に関する相談を行います。

平成２７年度に１人がこのサービスを利用し地域移行しました。

◆地域移行支援の利用状況

区 分			第３期計画			第４期計画		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
見込量	利用者数	人/月	0	1	1	0	0	0
実績	利用者数	人/月	1	0	1	1	0	0

平成29年度は実績見込

③地域定着支援

在宅で生活する障がい者に、連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態において相談やサポートを行います。

第４期計画において、サービスの利用実績はありませんでした。

2 児童福祉法による障がい児支援の概要及び利用状況

(1) 障害児通所支援

①児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。

実績については見込量に達していませんが、早期発見による早期支援の流れが定着しつつあり、利用実績が延びてきています。

◆児童発達支援の利用状況

区 分			第3期計画			第4期計画		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
見込量	利用者数	人/月	105	105	105	100	100	100
	サービス 利用量	人日/月	310	310	310	350	350	350
実績	利用者数	人/月	70	59	84	71	70	72
	サービス 利用量	人日/月	208	174	258	228	249	266

平成29年度は実績見込

②医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能障害のある児童に対する児童発達支援及び治療を行うサービスです。

現在市内には、このサービスを提供している事業所はありません。そのため、市外の事業所へ通所してサービスを受けています。

◆医療型児童発達支援の利用状況

区 分			第3期計画			第4期計画		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
見込量	利用者数	人/月	-	-	-	2	2	2
	サービス 利用量	人日/月	-	-	-	8	8	8
実績	利用者数	人/月	0	1	0	0	1	1
	サービス 利用量	人日/月	0	7	0	0	2	5

平成29年度は実績見込

③放課後等デイサービス

学校に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児に対し、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行ないます。

第4期計画期間中に民間事業所が開設され見込み量を設定しましたが、途中で休止したため見込み量まで達しませんでした。

しかし、市外の放課後等デイサービス事業所へ通所する児童もあり、徐々に利用者が増えています。

◆放課後等デイサービスの利用状況

区 分			第3期計画			第4期計画		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
見込量	利用者数	人/月	-	-	-	20	20	20
	サービス 利用量	人日/月	-	-	-	150	150	150
実績	利用者数	人/月	8	11	7	10	10	17
	サービス 利用量	人日/月	19	25	13	36	33	49

平成29年度は実績見込

④保育所等訪問支援

保育所など児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児につき、その施設を訪問し、障がい児に対して、その他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。

現在、郡上市内には保育所等訪問支援を行う事業所は2か所あります。第4期計画期間中に法改正などの理由により事業の集約化を図り、保育所等訪問支援に関わる体制の見直しを行ったため、見込み量を下回りました。

◆保育所等訪問支援の利用状況

区 分			第3期計画			第4期計画		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
見込量	利用者数	人/月	-	-	-	65	65	65
	サービス 利用量	人日/月	-	-	-	150	150	150
実績	利用者数	人/月	58	56	87	43	38	51
	サービス 利用量	人日/月	128	139	180	79	64	57

平成29年度は実績見込

(2) 相談支援

①障害児相談支援

児童発達支援・放課後等デイサービスなどを利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行うサービスです。

見込み量に達していませんが、サービスを利用する全ての児童に対して計画相談が実施されています。

◆障害児相談支援の利用状況

区 分			第3期計画			第4期計画		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
見込量	利用者数	人/月	-	-	-	31	31	31
実績	利用者数	人/月	0	27	30	24	25	18

平成29年度は実績見込



3 地域生活支援事業のサービスの概要及び利用状況

(1) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。

◆意思疎通支援事業の利用状況

区 分		第3期計画			第4期計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
支援者数	目標	5人	5人	5人	5人	5人	5人
	実績	5人	5人	5人	5人	5人	5人
利用件数	目標	17件	11件	10件	10件	10件	10件
	実績	5件	5件	8件	19件	25件	12件

平成29年度は見込

(2) 日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

◆日常生活用具給付等事業の利用状況

区 分		第3期計画			第4期計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	目標	2件	2件	2件	3件	3件	3件
	実績	8件	4件	2件	1件	2件	3件
自立生活支援用具	目標	20件	20件	20件	5件	7件	10件
	実績	9件	9件	4件	2件	4件	2件
在宅療養等支援用具	目標	10件	10件	10件	25件	30件	30件
	実績	22件	12件	24件	9件	6件	14件
情報・意思疎通支援用具	目標	10件	10件	10件	5件	5件	5件
	実績	10件	3件	3件	3件	1件	2件
排泄管理支援用具(※)	目標	450件	450件	450件	470件	480件	480件
	実績	458件	462件	464件	910件	965件	1,152件
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	目標	1件	1件	1件	3件	3件	3件
	実績	2件	1件	3件	0件	0件	0件

平成29年度は見込

※排泄管理支援用具については、平成27年度より実績数のカウント方法が、1か月あたりの申請件数に統一されたため件数が倍増しています。

（３）地域活動支援センター事業

障がい者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者が通所し、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行います。

◆地域活動支援センター事業の利用状況

区 分		第3期計画						第4期計画					
		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		実施 箇所数	実利 用者数	実施 箇所数	実利 用者数	実施 箇所数	実利 用者数	実施 箇所数	実利 用者数	実施 箇所数	実利 用者数	実施 箇所数	実利 用者数
見 込 量	①市内事業所	1箇所	100人	1箇所	100人	1箇所	100人	1箇所	120人	1箇所	120人	1箇所	110人
	②市外事業所	2箇所	10人	2箇所	10人	2箇所	10人	2箇所	10人	2箇所	10人	2箇所	10人
実 績	①市内事業所	1箇所	130人	1箇所	113人	1箇所	117人	1箇所	121人	1箇所	119人	1箇所	110人
	②市外事業所	2箇所	7人	2箇所	8人	2箇所	10人	2箇所	9人	2箇所	9人	2箇所	11人

平成29年度は実績見込み

（４）移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等が、社会生活上不可欠な外出および余暇活動等社会参加のための外出支援を行います。

◆移動支援事業の利用状況

区 分		第3期計画			第4期計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	目標	40人	40人	40人	45人	45人	45人
	実績	37人	43人	38人	45人	47人	40人
延時間数	目標	1,600時間	1,600時間	1,600時間	1,700時間	1,700時間	1,700時間
	実績	1,413時間	2,046時間	1,632時間	1,618時間	1,588時間	1,451時間

平成29年度は見込

(5) 訪問入浴サービス事業

家庭や通所事業所で入浴が困難な身体障がい者等が訪問入浴サービスを利用することにより、身体の清潔の保持及び心身機能の維持を図ります。

◆訪問入浴サービス事業の利用状況

区 分		第3期計画			第4期計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数	目標	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績	1人	1人	1人	1人	1人	2人
年間利用延回数	実績	96回	95回	1回	5回	43回	69回
1人当り利用回数	実績	96回	95回	1回	5回	40回	34回

平成29年度は見込

(6) 日中一時支援事業

日中において監護する人が居ない障がい者等に対して活動の場を提供することにより、障がい者等の家族の就労を支援するとともに、日常的に介護している家族の一時的な休息を確保します。

◆日中一時支援事業の利用状況

区 分		第3期計画			第4期計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数	目標	45人	45人	45人	50人	50人	50人
	実績	40人	40人	47人	37人	33人	31人
年間利用件数 (月当たりの年間 実人数)	実績	340人	352人	320人	259人	238人	250人
実施箇所	実績	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所

平成29年度は見込

第4章 アンケートの調査結果の概要

1 障がい者等アンケート調査結果からみた現状

平成29年4月現在で、16歳～64歳の手帳所持者（身体1級～3級）（療育A～B2）（精神1級～2級）と特別支援学校の高等部へ通学している生徒20人の合計600人へアンケート用紙を送付し、307人から回答がありました。

（1）年齢と性別について

アンケート回答者の男女比は男性171人（55.7%）、女性133人（43.3%）でした。また、年齢別では、50歳代の回答者が最も多く33.9%と高くなっています。

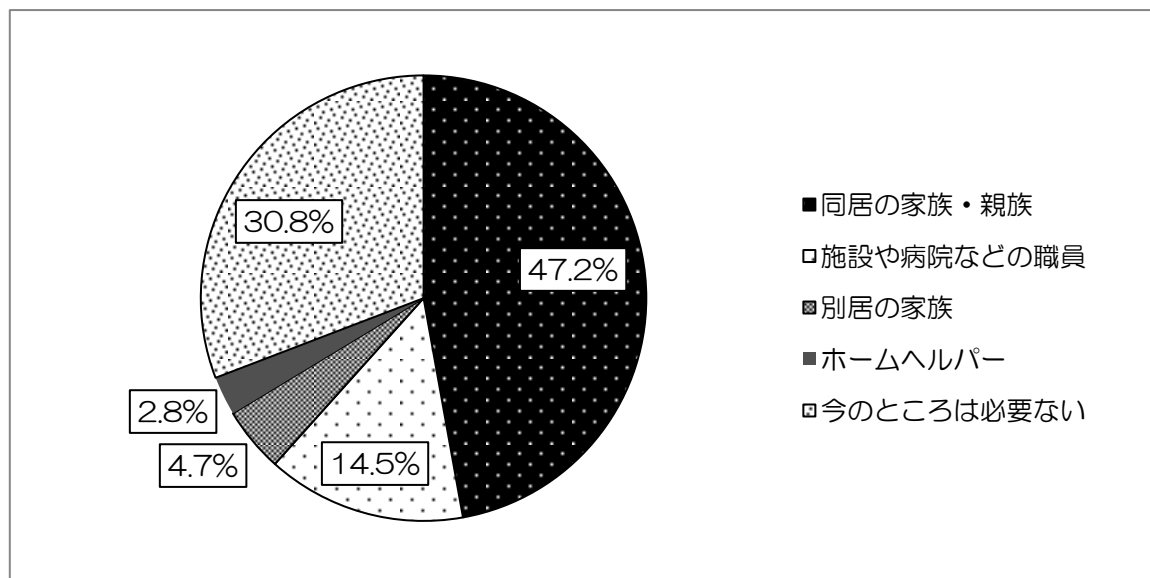
選択項目	総計		男		女		未記入	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
20歳未満	13	4.2%	9	2.9%	4	1.3%	0	0.0%
20歳代	51	16.6%	31	10.1%	19	6.2%	1	0.3%
30歳代	44	14.3%	22	7.2%	22	7.2%	0	0.0%
40歳代	66	21.5%	35	11.4%	31	10.1%	0	0.0%
50歳代	104	33.9%	56	18.2%	47	15.3%	1	0.3%
60歳～64歳	20	6.5%	10	3.3%	10	3.3%	0	0.0%
未記入	9	2.9%	8	2.6%	0	0.0%	1	0.3%
合計	307	100.0%	171	55.7%	133	43.3%	3	1.0%

（2）介護・介助する人の状況について

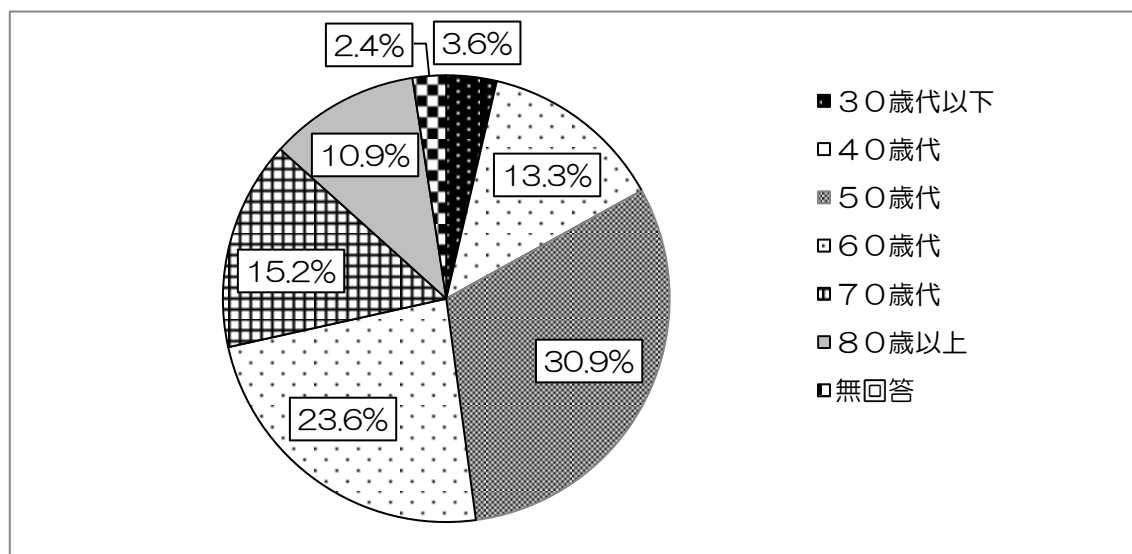
主な介助者が同居の家族と回答した人の割合が47.2%と最も高くなっており、まだ公的サービスへの依存度が低く、家族への負担が重い現実となっています。

また、主な介助者の年齢構成をみると、50代の割合が30.9%と最も高くなっています。しかし、60歳代以上の介助者が全体の約半数の49.7%を占め、介助者の高齢化が確実に進んでいます。

◆主な介助者はどなたですか

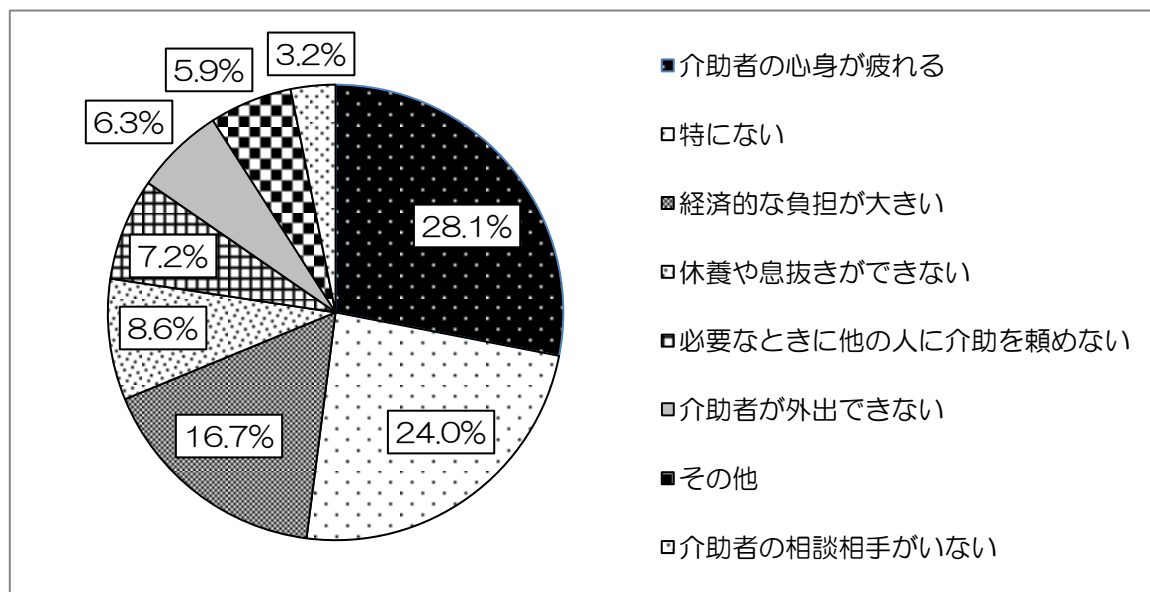


◆主な介助者の年齢



介助者が大変だと思うことでは、「介助者の心身が疲れる」が28.1%と最も高く、次いで「経済的な負担が大きい」が16.7%となっています。介助者の心身の負担を減らすために、日中活動系サービスや短期入所を組み合わせた利用が有効ではないかと思われます。

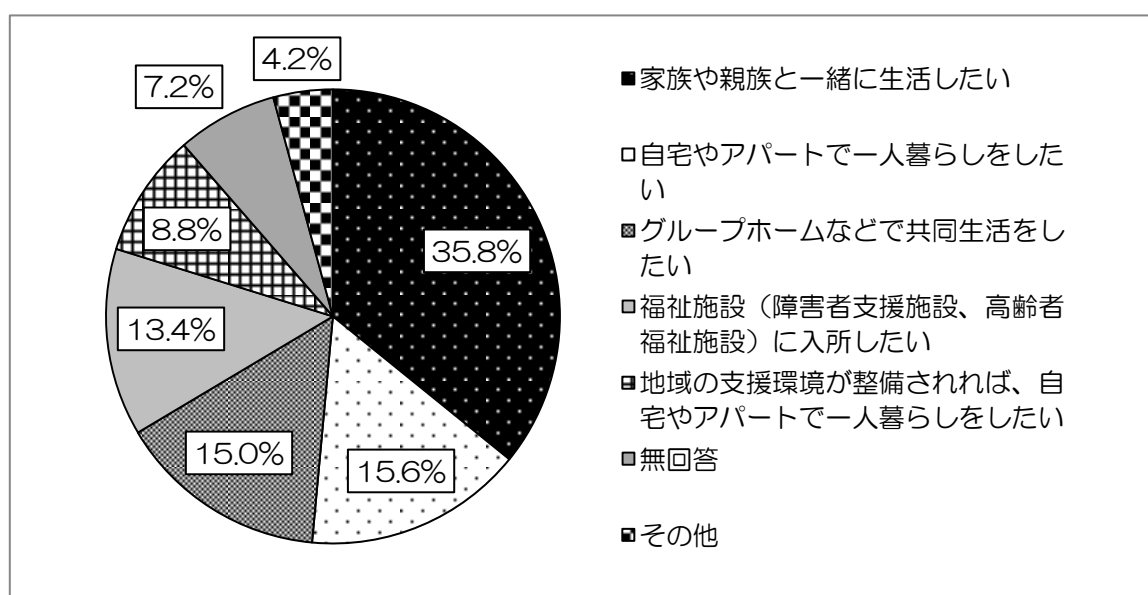
◆介助者が大変だと思うこと



（３）将来の生活場所について

将来どのような場所で生活したいかの問に一番多かったのは、「家族と一緒に暮らしたい」が最も多く３５.８％、次いで「自宅やアパートで一人暮らしをしたい」が１５.６％、「グループホームなどで共同生活をしたい」が１５.０％と続いており、全体の６６.４％の人が地域での生活を望んでいると思われます。しかしながら、福祉施設への入所を望む声も１３.４％と少なくありません。

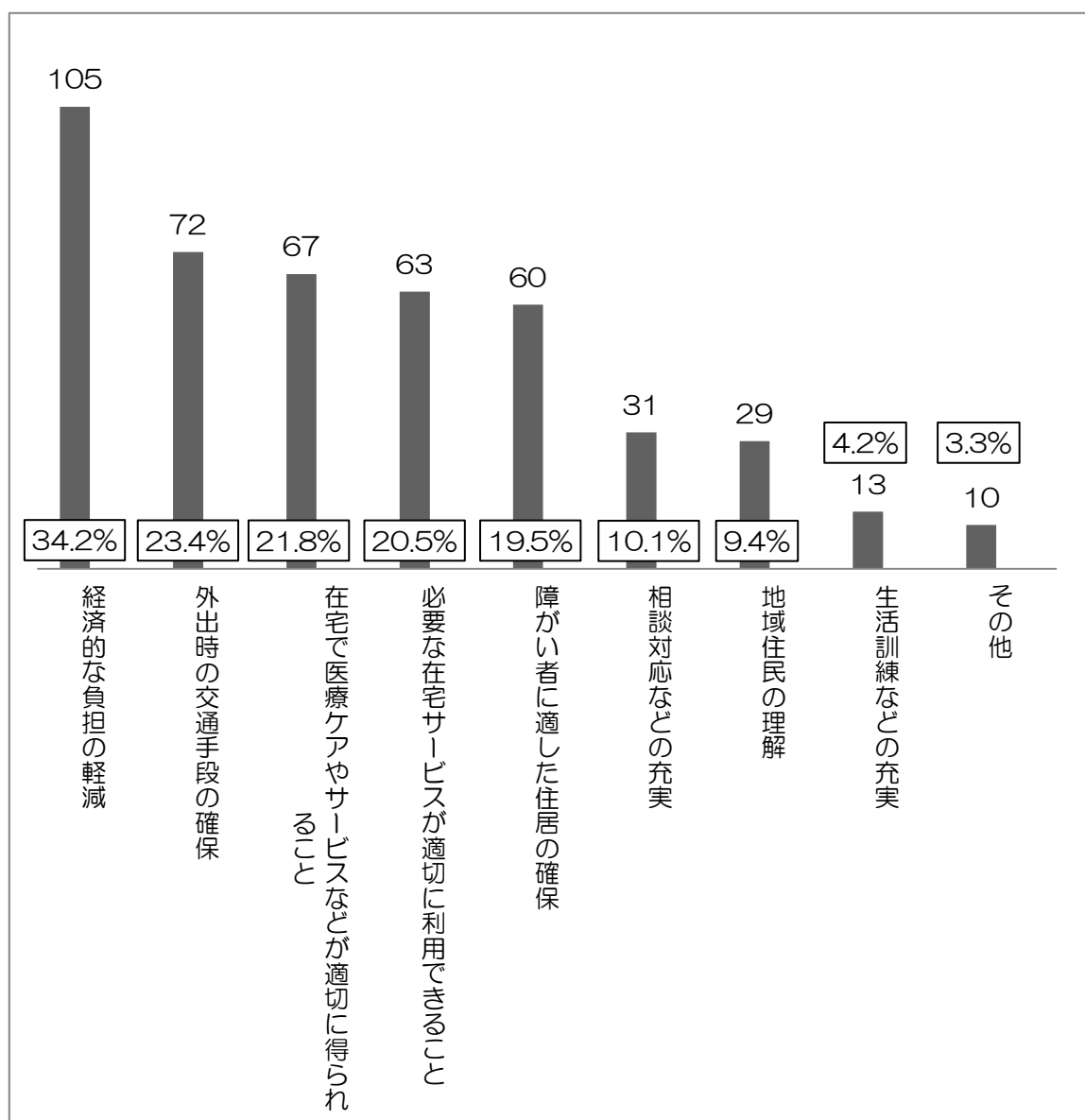
◆将来どのような場所で生活したいですか



(4) 地域で生活するための支援について（２つまで）

障がい者が地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますかとの問いに対して、最も多かった回答は、「経済的な負担の軽減」で34.2%、次いで「外出時の交通手段の確保」で23.4%、「在宅で医療ケアやサービスなどが適切に得られること」21.8%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」20.5%の結果となりました。

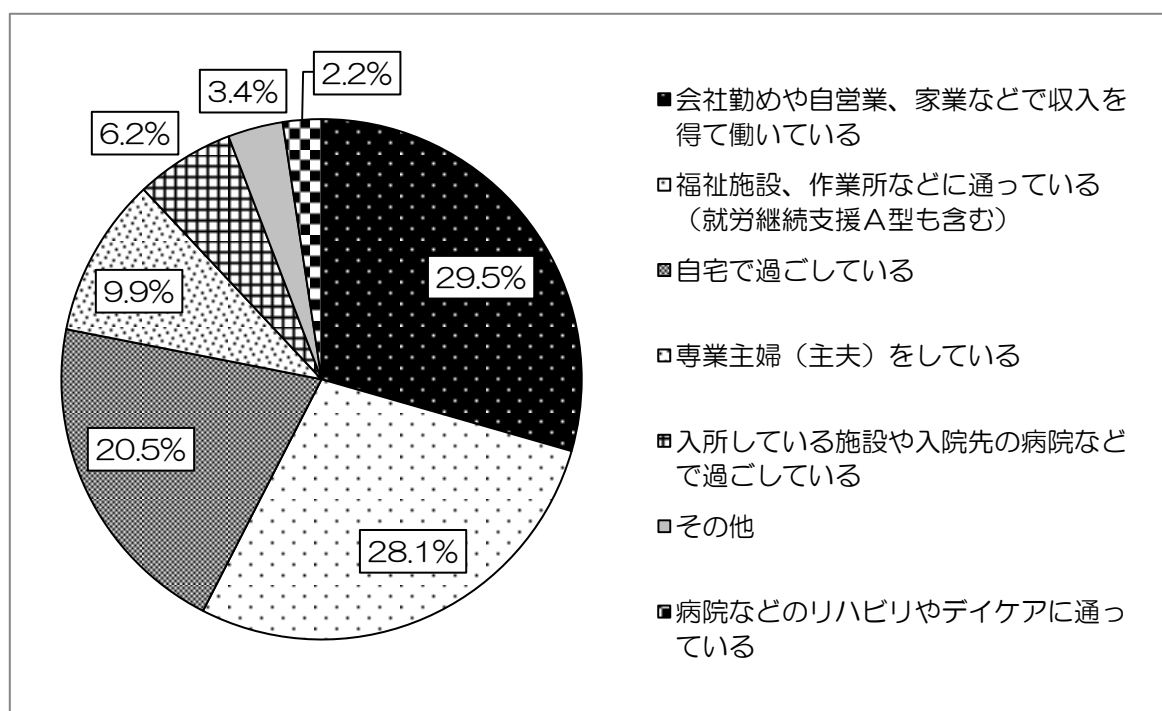
◆どのような支援があればよいと思いますか



（５）障がい者の就労状況等について

あなたは平日の日中を主にどのように過ごしていますかとの問いに対して、最も多かった回答は「会社勤めや自営業、家業などで収入を得ている」が29.5%。次いで、「福祉施設、作業所などに通っている」が28.1%、「自宅で過ごしている」が20.5%の結果となりました。

◆平日の日中をどのように過ごしていますか

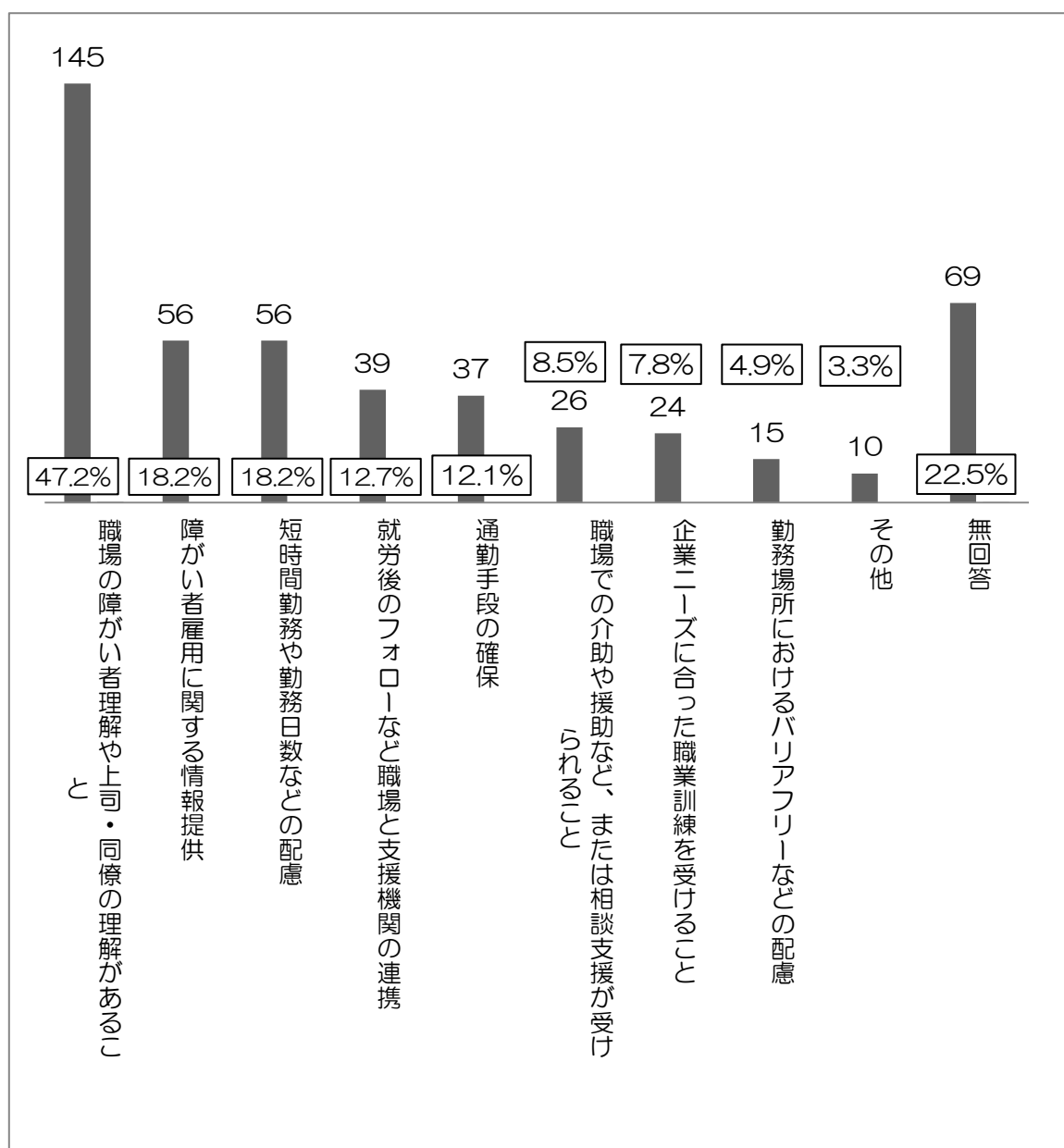


（６）障がい者への就労支援について

障がい者の就労支援として必要だと思うことはとの問に対して、最も多かった回答は、「職場の障がい者理解や上司・同僚の理解がある」ことで47.2%、次いで、「障がい者雇用に関する情報提供」、「短時間勤務や勤務日数の配慮」が18.2%となりました。

今後は、障がい者に対して周りの理解を得るための啓発活動や、障がい者雇用の情報提供、就労後のフォロー支援などの対策が必要と思われます。

◆障がい者の就労支援として必要だと思うことは（２つまで）



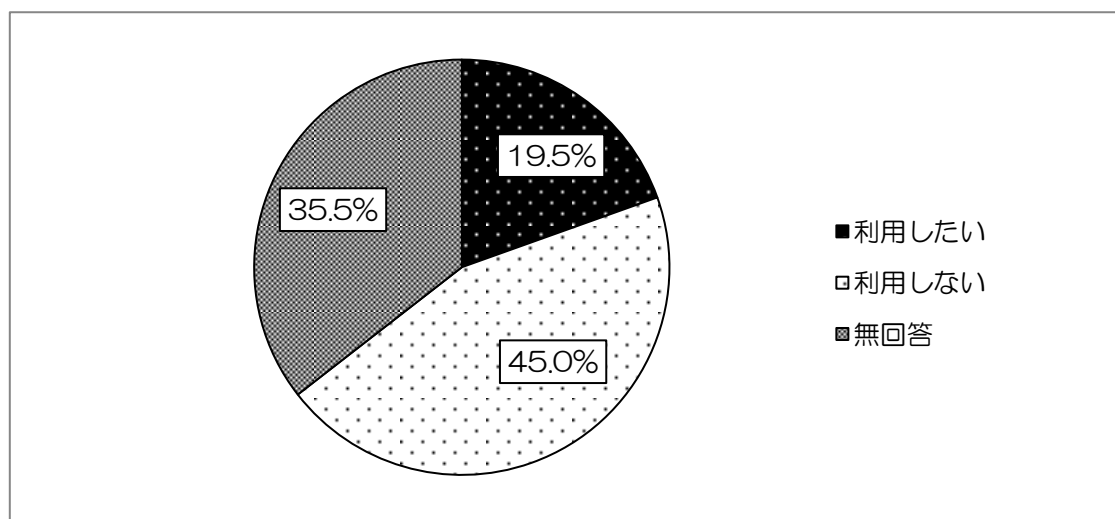
（７）新しく始まる障害福祉サービスの利用について

平成３０年度から始まる、新たな障害福祉サービスについて利用したいかの問いに、自立生活援助については 19.5%が、就労定着支援については 23.1%が利用したいとの回答がありました。

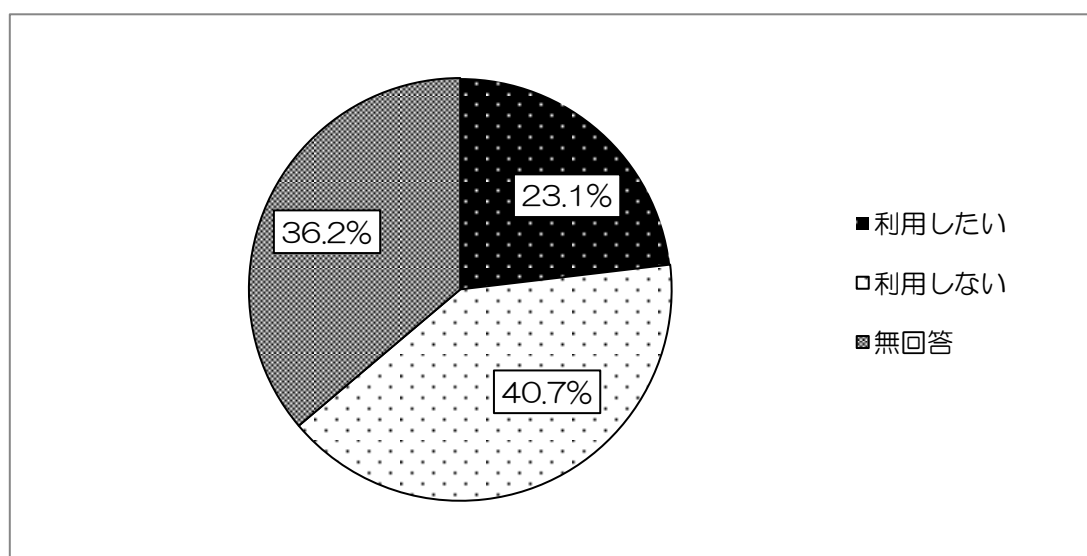
障害福祉サービス事業所アンケートでは「自立生活援助」については２事業所が３年以内に実施に向けて取り組むとの回答を得ています。

また、「就労定着支援」については２事業所が制度把握及びニーズ把握を行いながら実施について今後検討をしたいとの回答しています。

◆自立生活援助を今後利用したいですか



◆就労定着支援を今後利用したいですか

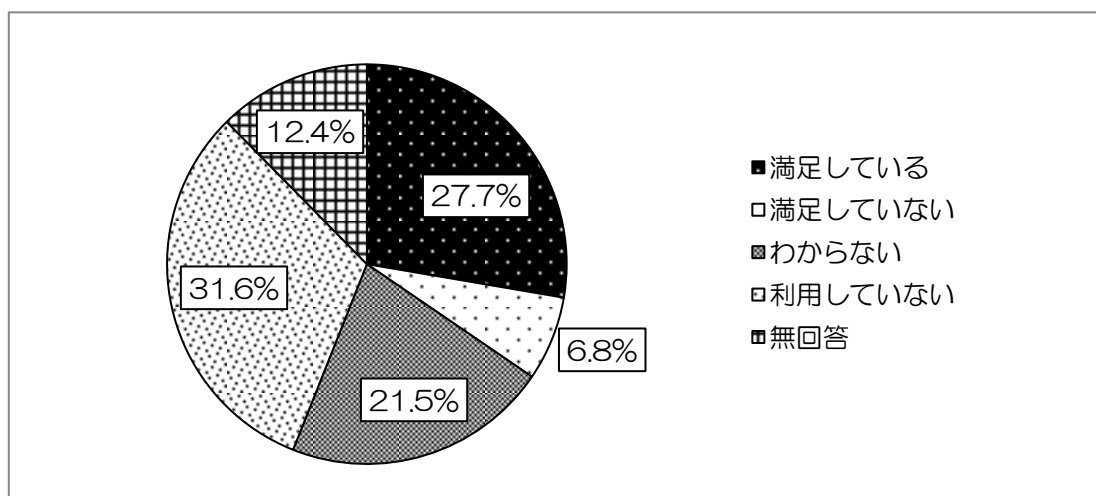


（８）障害福祉サービスの満足度について

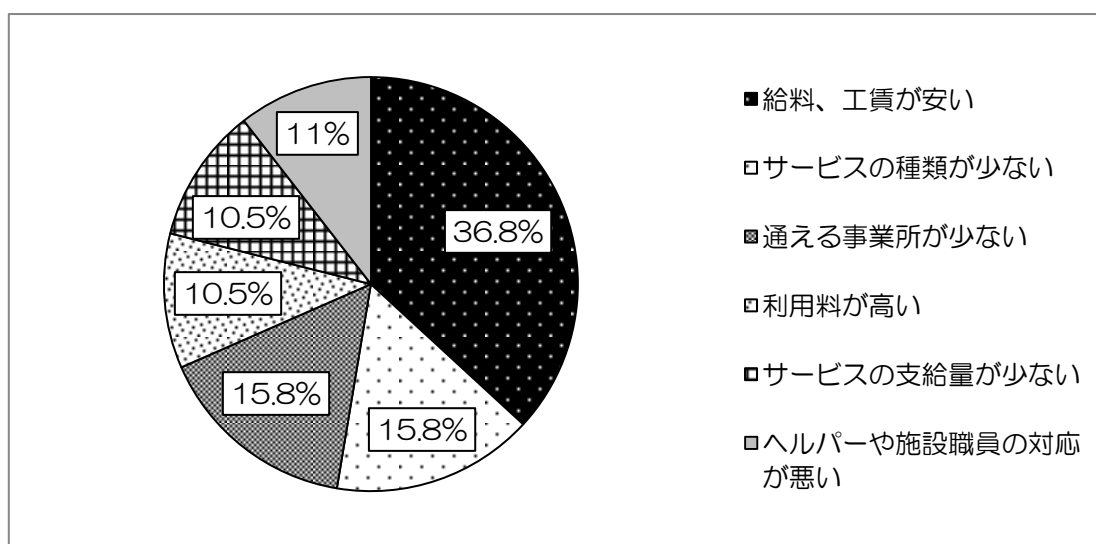
障害福祉サービスに満足していますかの問に、27.7%が「満足している」と回答しています。ただし「満足していない」も6.8%あります。

障害福祉サービスに「満足していない」と回答した人の理由で最も多いのは「給料、工賃が安い」で36.8%でした。

◆障害福祉サービスに満足していますか



◆満足していない理由は何ですか

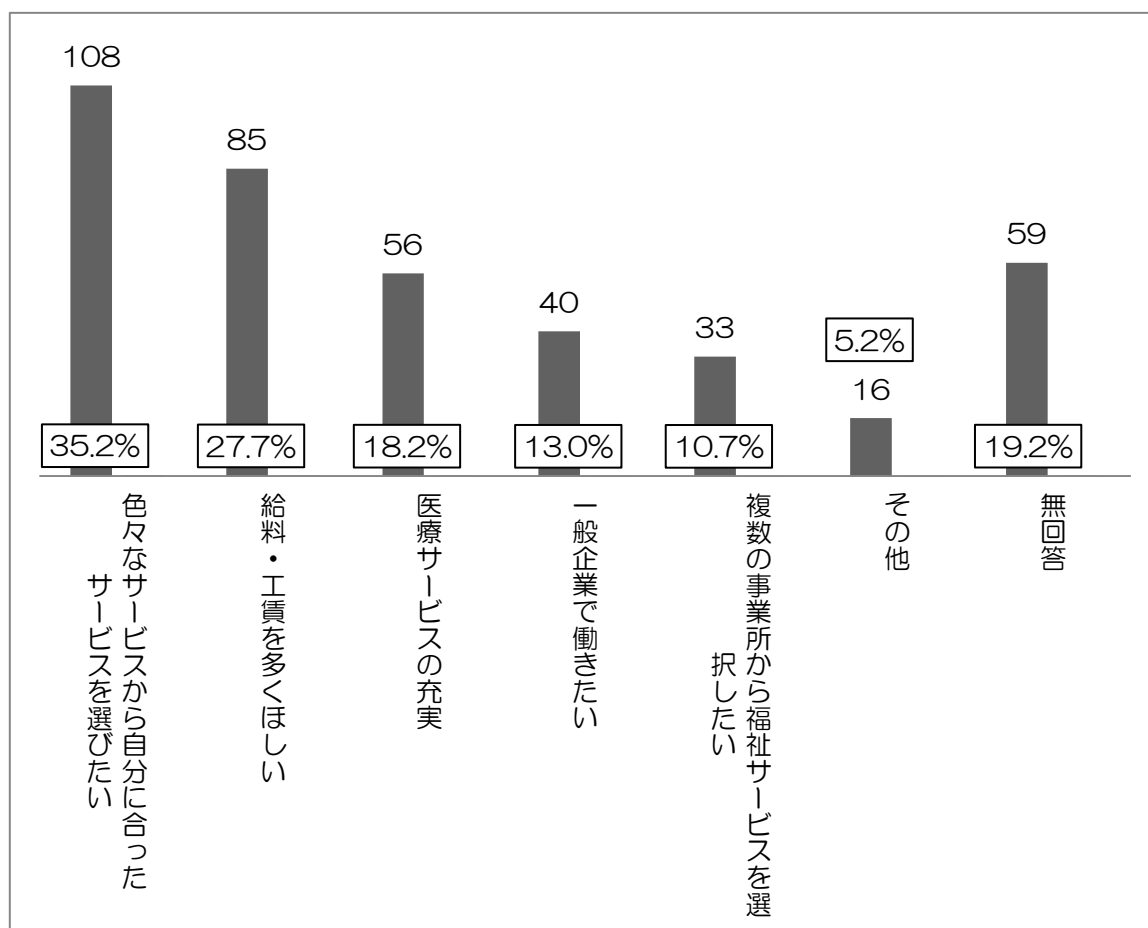


（９）今後望むサービスについて

今後望むサービスについての問に、最も多かった回答が、「色々なサービスから自分に合ったサービスを選びたい」で35.2%、次に「給料・工賃を多くほしい」が27.7%、「医療サービスの充実」が18.2%でした。

利用者の特性やニーズを適切に把握することで、それに合ったサービスを受けることができ、利用者の自己実現が可能となるような計画相談支援が実施されることや各サービスの内容の充実が求められていると思われます。

◆今後望むサービスは何ですか（２つまで）

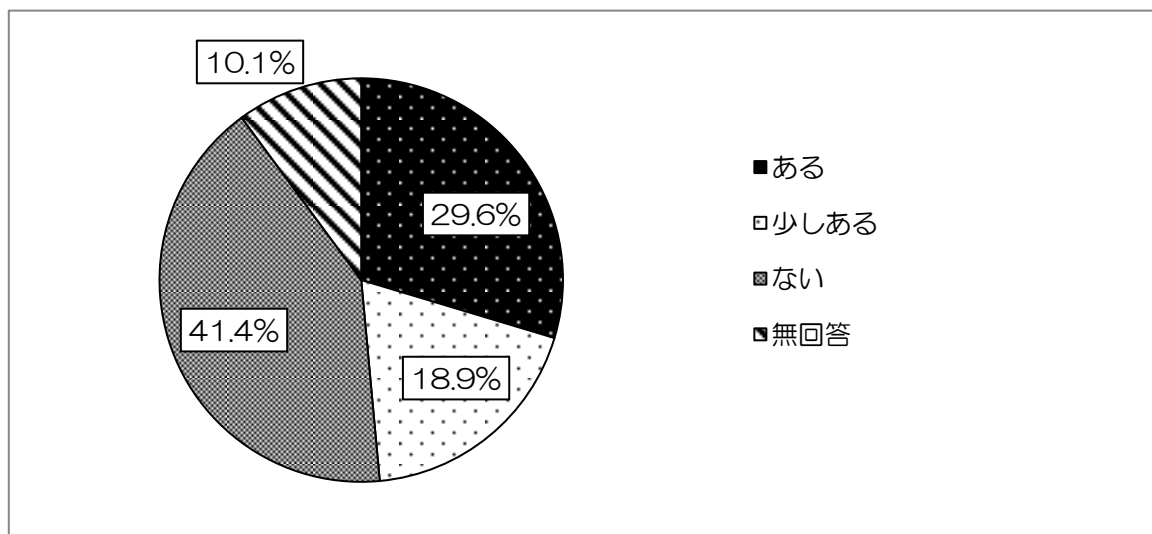


（１０）障害を理由とした偏見や嫌な思いについて

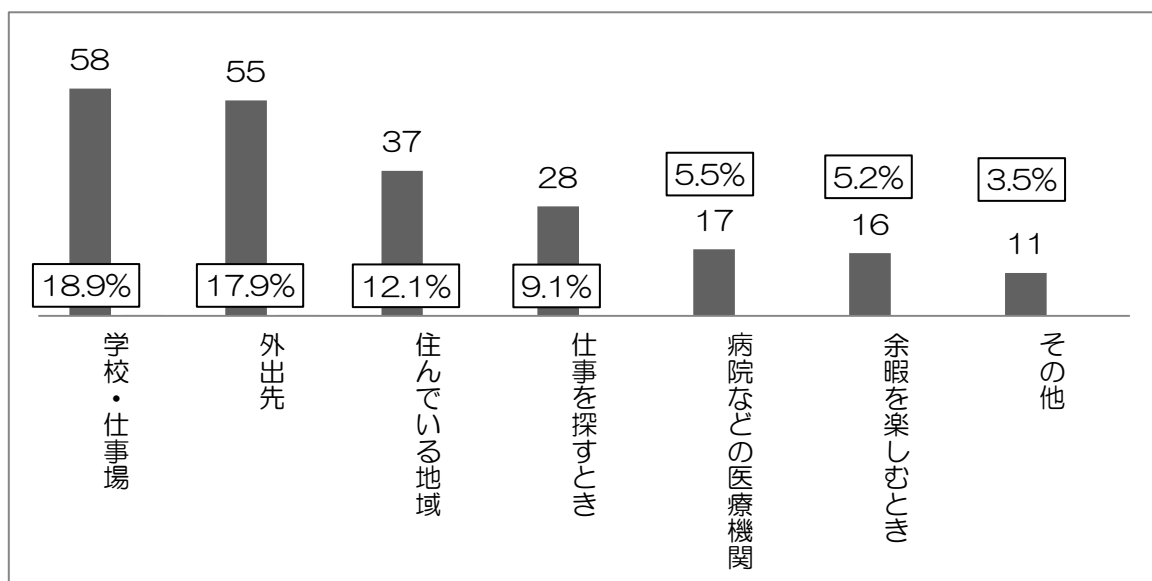
障害があることで差別や嫌な思いをしたことがありますかの問に、「ある」が２９.６％、「少しある」が１８.９％、合わせて４８.５％の人が差別や嫌な思いを経験しています。

障害者差別解消法を理解し、障がいのある人への不当な差別をなくすことや障がいのある人に対する必要な配慮（合理的配慮）ができるよう、市民や事業所に対してのさらなる普及啓発が必要だと思われます。

◆障害があることで差別や嫌な思いをしたことがありますか



◆どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか（２つまで）

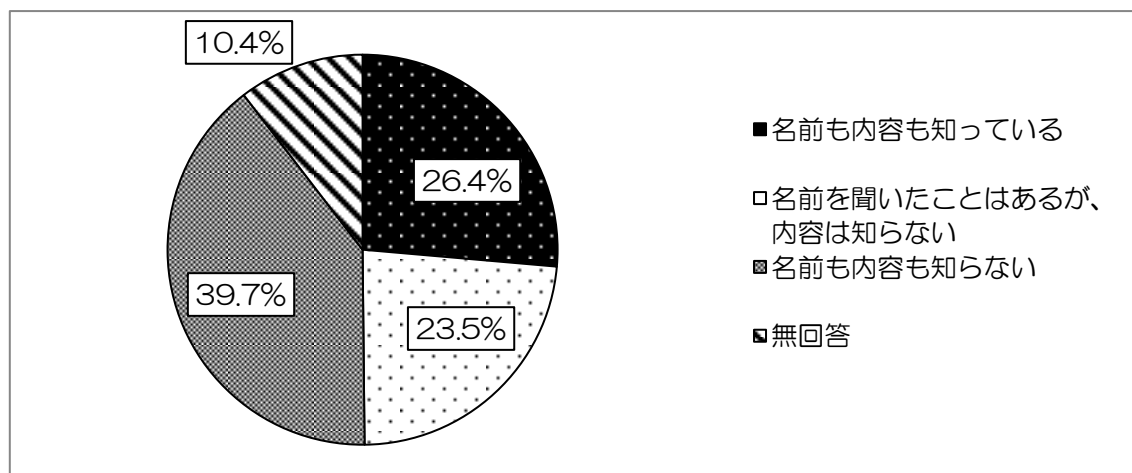


（１１）成年後見制度について

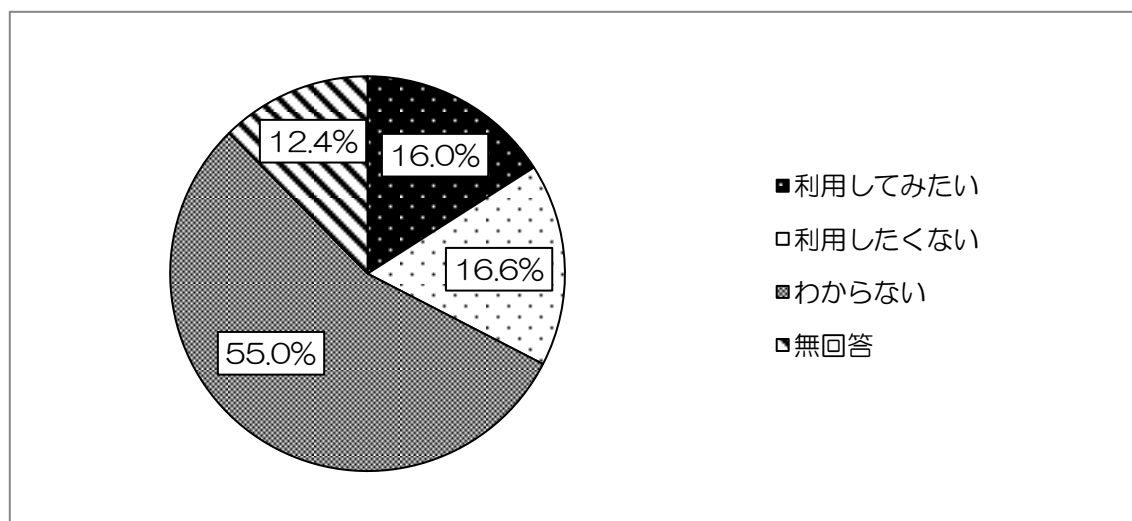
成年後見制度とは、知的障害や精神の障害などによって物事の判断能力が十分でない人についてその判断力を補い、自己決定権の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーションの理念をその趣旨とし、単に財産を管理するにとどまらず、本人の生活を支える（身上配慮義務）制度です。

成年後見制度について「名前も内容も知っている」と回答した人は26.4%しかおらず、「名前を聞いたことがあるが内容は知らない」「名前も内容を知らない」を合わせると63.2%の人が制度を知らない状況です。さらなる、制度の普及啓発活動が必要と思われます。

◆成年後見制度を知っていますか



◆成年後見制度を将来利用したいですか

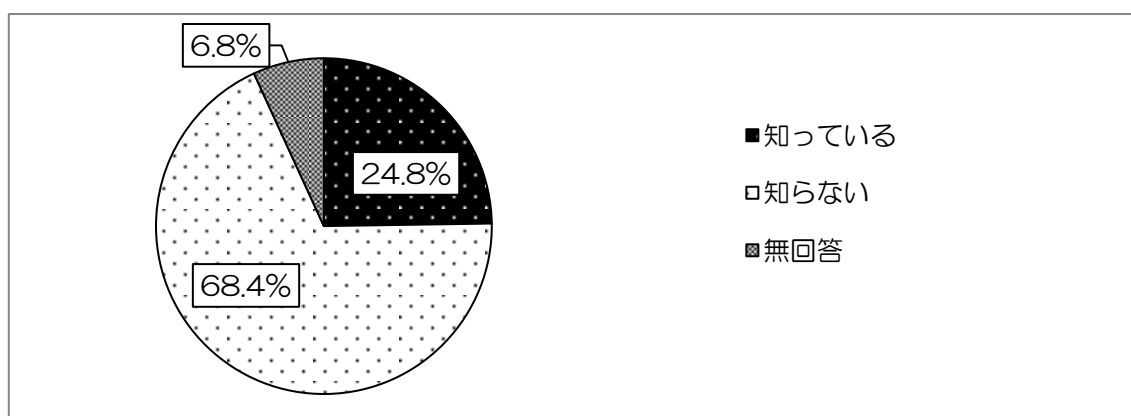


（１２）災害時の支援について

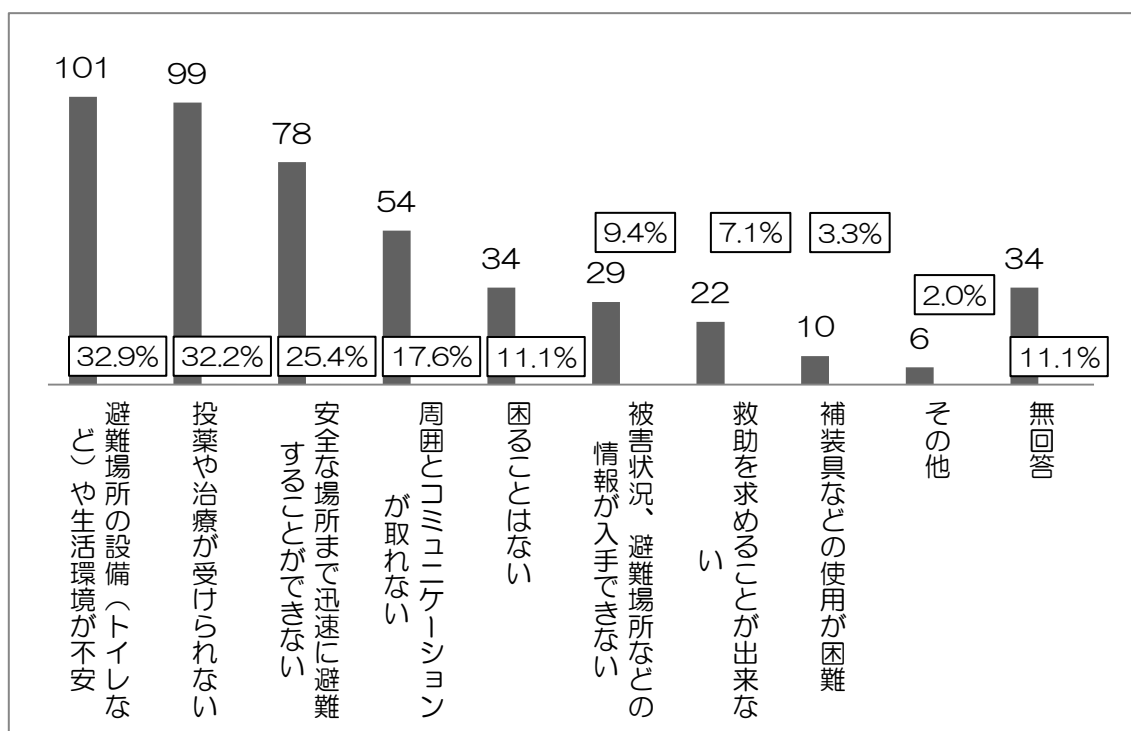
障がい者は災害弱者であり、災害時等において何らかの支援がないと一人では避難が困難な場合があります。住んでいる地域の避難場所について、知らない人が68.4%となっています。

また、災害時に困ることとして「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が32.9%、「投薬や治療が受けられない」が32.2%、「安全な場所まで迅速に避難することができない」が25.4%となっています。

◆住んでいる地域で豪雨や地震などの災害時の避難場所を知っていますか



◆災害時に困ることは何ですか（2つまで）

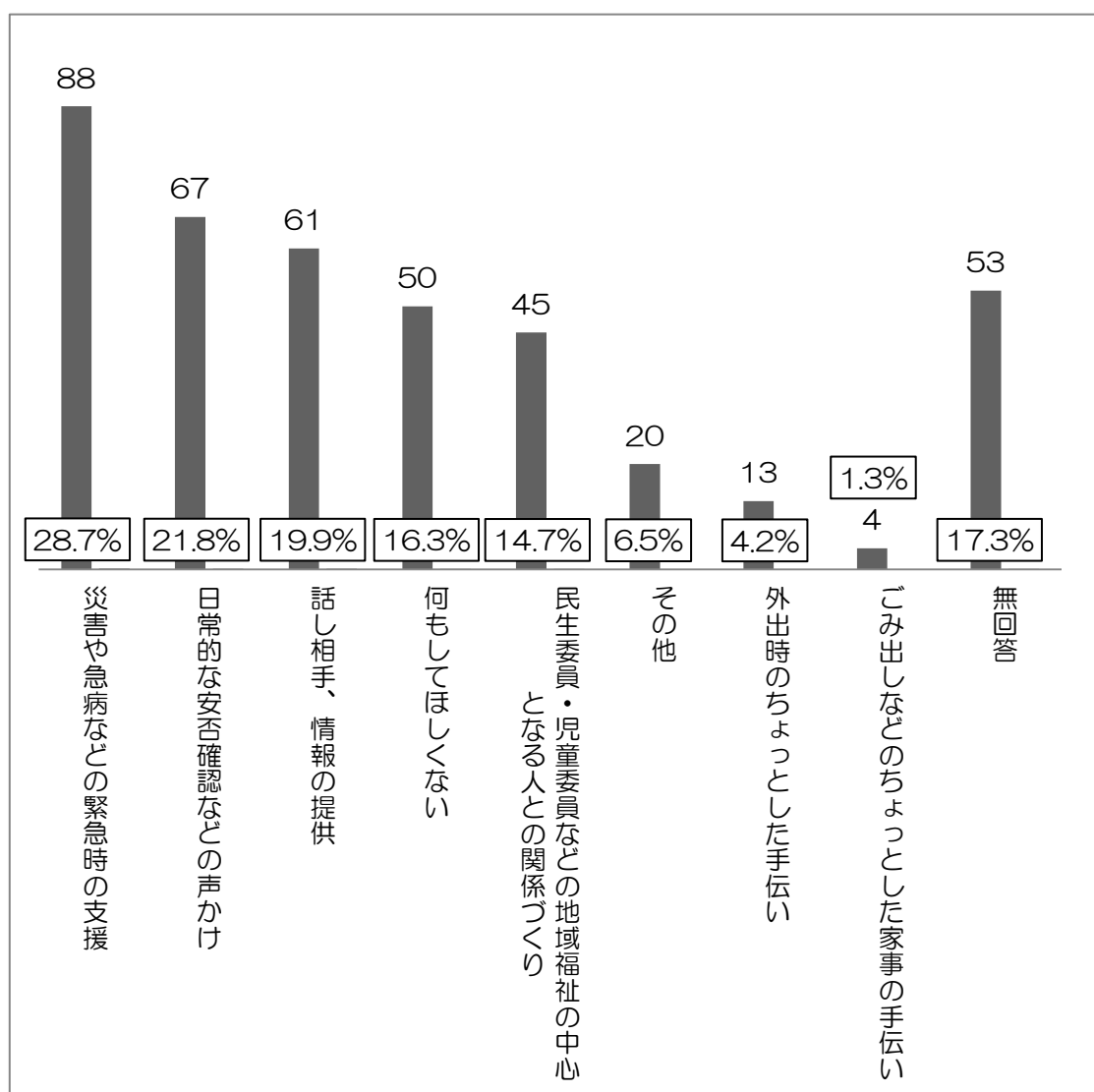


（１３）近所や地域の支援

近所や地域の人にどのようなことを支援してほしいですかとの問には、「災害や急病などの緊急時の支援」が28.7%、「日常的な安否確認などの声かけ」が21.8%、「話し相手、情報の提供」が19.9%と割合が高くなっています。

近所及び地域の方の、ちょっとした心くばりや近所の支え合いによって地域ぐるみで障がい者を支えることが必要だと思われます。

◆近所や地域の人にどのようなことを支援してほしいですか（２つまで）



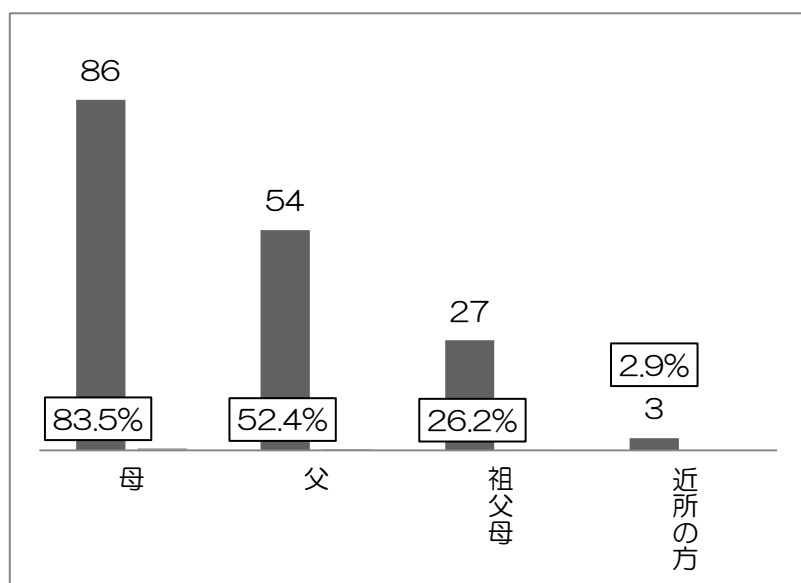
2 支援が必要な児童に関するアンケート調査結果からみた現状

平成29年8月現在で、郡上市子ども発達支援センター利用児童77人、特別支援学校小・中学部児童・生徒17人、小・中学校特別支援学級へ通学している児童・生徒67人、それ以外の障害者手帳保持者16人の合計177人へアンケートを送付し、103人から回答がありました。

(1) 支援が必要な児童の子育てに関わっている人の状況について

主に育児をしている人は、母親が83.5%と最も多く、父親の52.4%、祖父母26.2%と続いています。アンケート結果から、家族の協力が得られていると思われます。

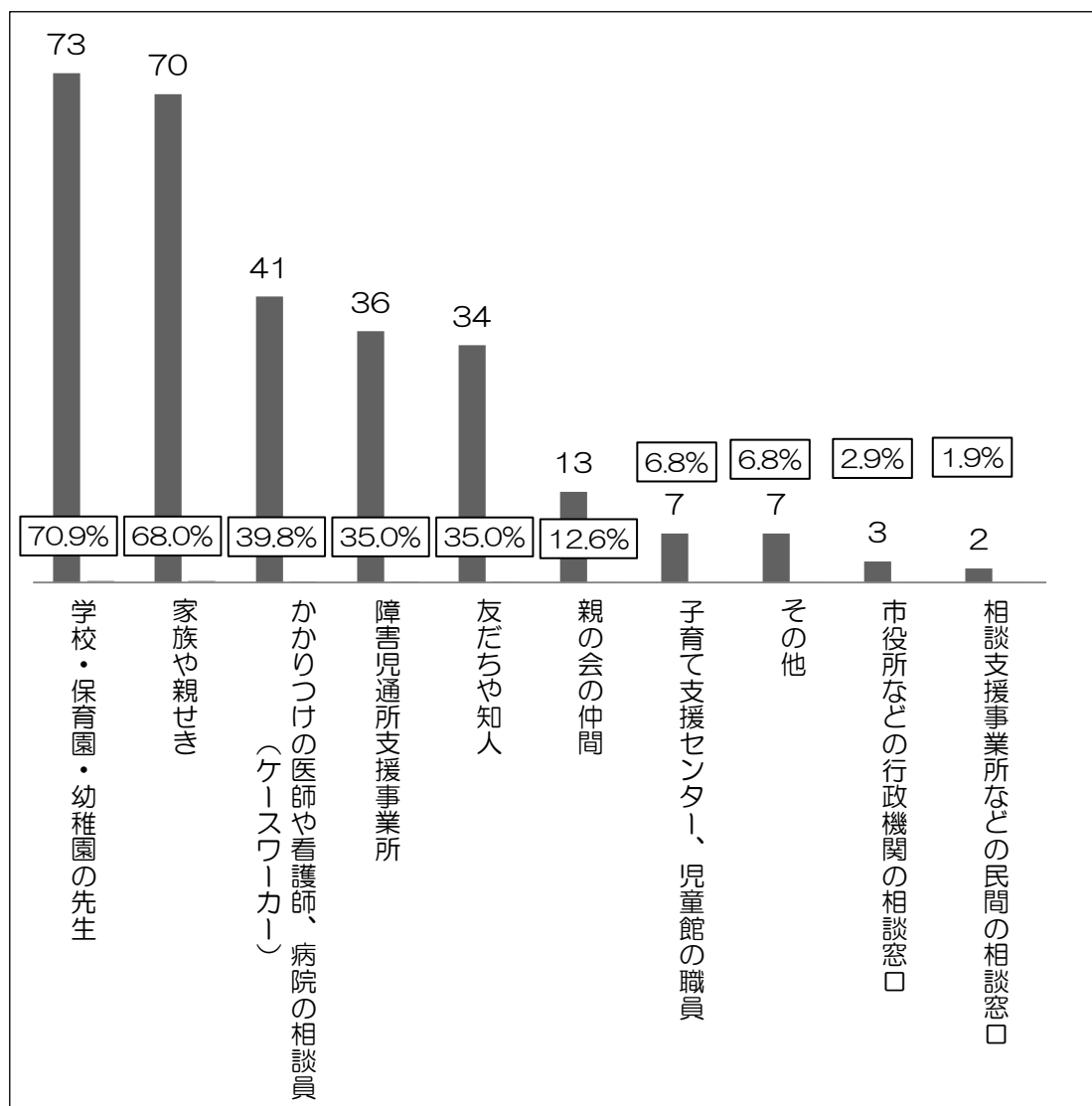
◆主に子育てに関わっている人は（複数回答有り）



（２）悩みごとや困った時の相談先について

悩みごとや困った時の相談先の問に、一番多かったのは「学校・保育園・幼稚園の先生」で70.9%、次いで「家族や親せき」68.0%、続いて「かかりつけの医師や看護師、病院の相談員（ケースワーカー）」39.8%、「障害児通所支援事業所」の35.0%となっています。

◆悩みごとや困った時の相談先は（複数回答有り）

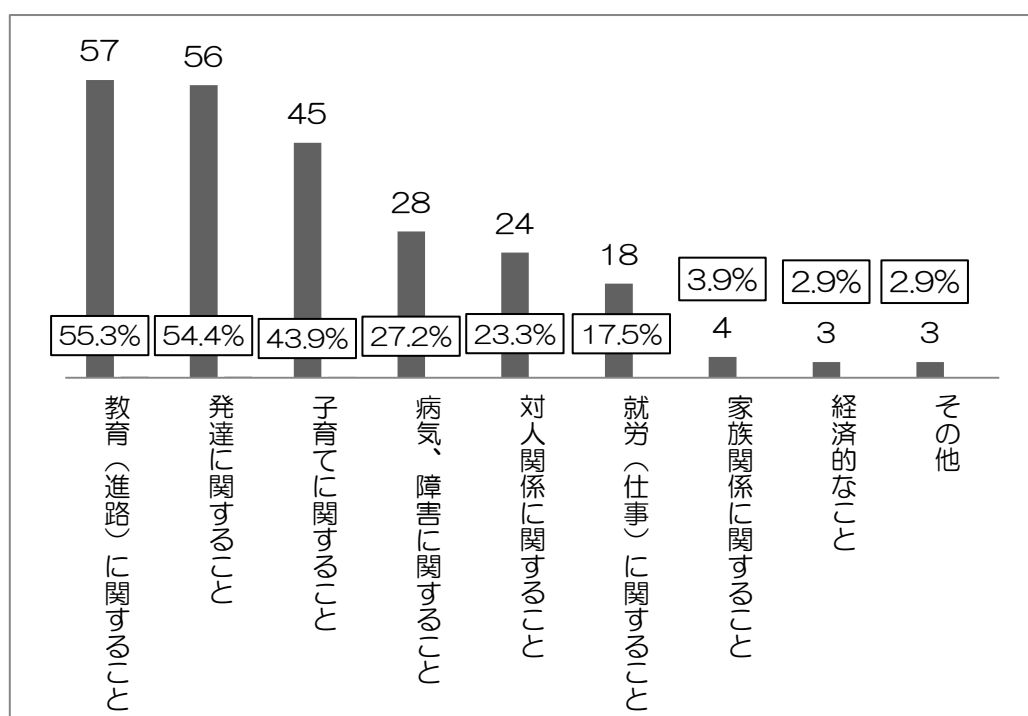


(3) 相談内容について

相談内容は、「教育（進路）に関すること」が一番多く55.3%、次に「発達に関すること」54.4%、次に「子育てに関すること」43.9%、「病気・障害に関すること」27.2%と続いており、将来への不安を持つ保護者が多いことがうかがえます。

児童の成長に見通しを持ち、適切な関わりができるよう、先を見通した支援が必要と思われます。

◆相談内容は（複数回答有り）



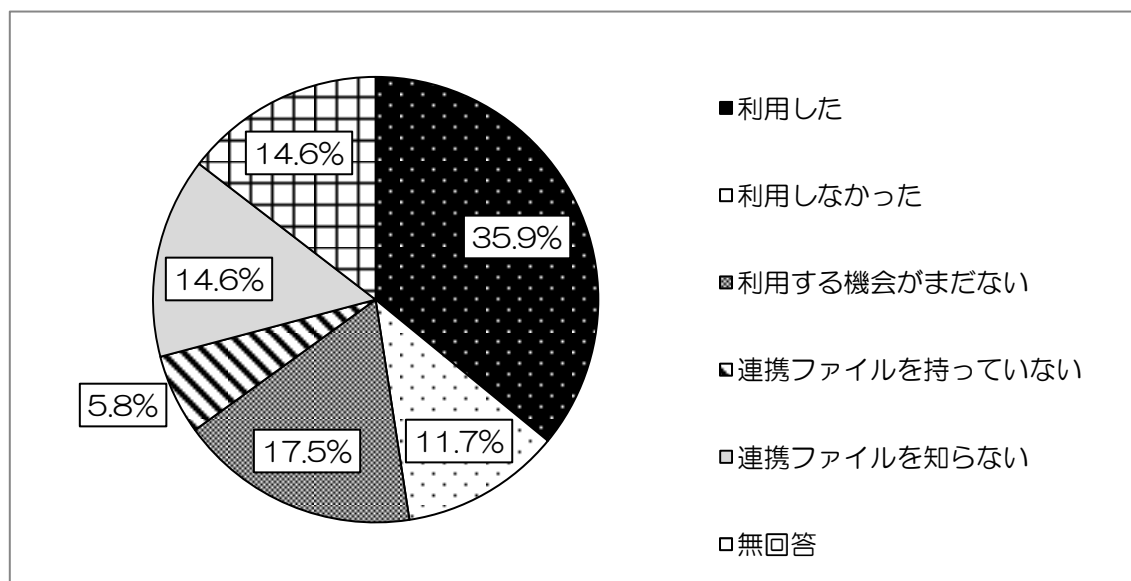
(4) 連携ファイルの重要性

連携ファイルとは、児童の情報や支援方法（発達の様子や検査記録、相談支援計画、受診記録、発達支援会議の記録、個別支援計画や個別の教育支援計画等）を一冊のファイルにまとめたものです。連携ファイルにより、児童が各ライフステージに渡り途切れなく支援が移行できるように受け渡していくものです。

この連携ファイルを入園・入学、進級の際に35.9%の人が利用しており、利用した人の中で「役に立った」と答えた人は8割以上に上りました。徐々に連携ファイルが利用されており、その必要性についても理解されていると思われます。

連携ファイルが、徐々に支援の引き継ぎのツールとして重要な役割を担いつつあります。

◆連携ファイルを利用したことがありますか

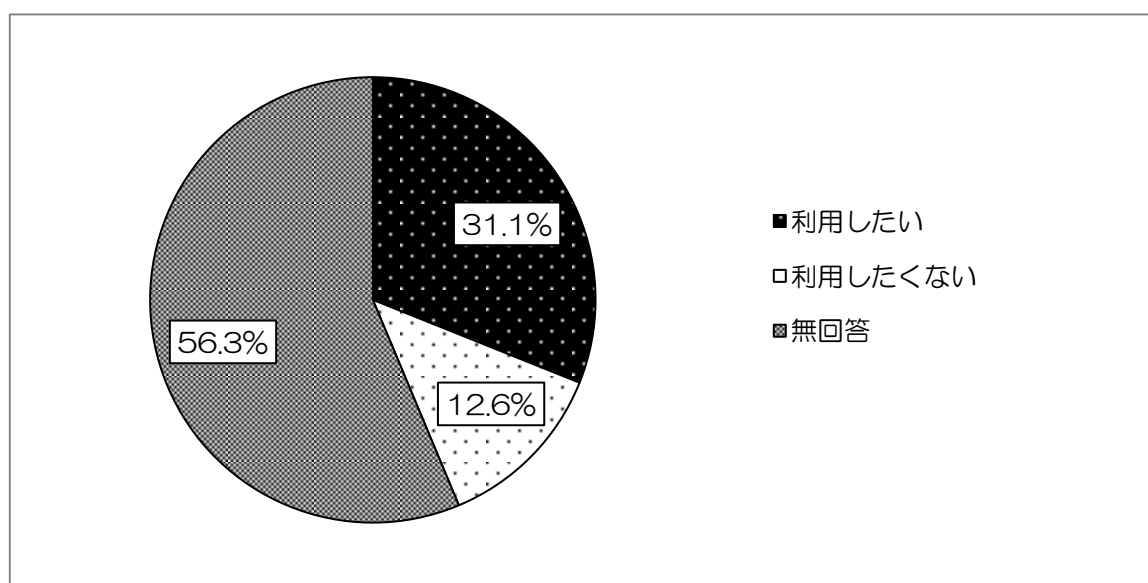


（５）支援が必要な児童の放課後児童クラブの利用について

支援が必要な児童で、放課後児童クラブの利用を希望される人の割合は31.1%となっています。放課後児童クラブで、定型発達の児童と支援が必要な児童とが集団生活をするため、支援方法に専門的な知識が求められています。

利用する児童に対して集団生活への適応支援や、施設職員の児童への関わり方、環境設定等についてのさらなる支援が求められます。

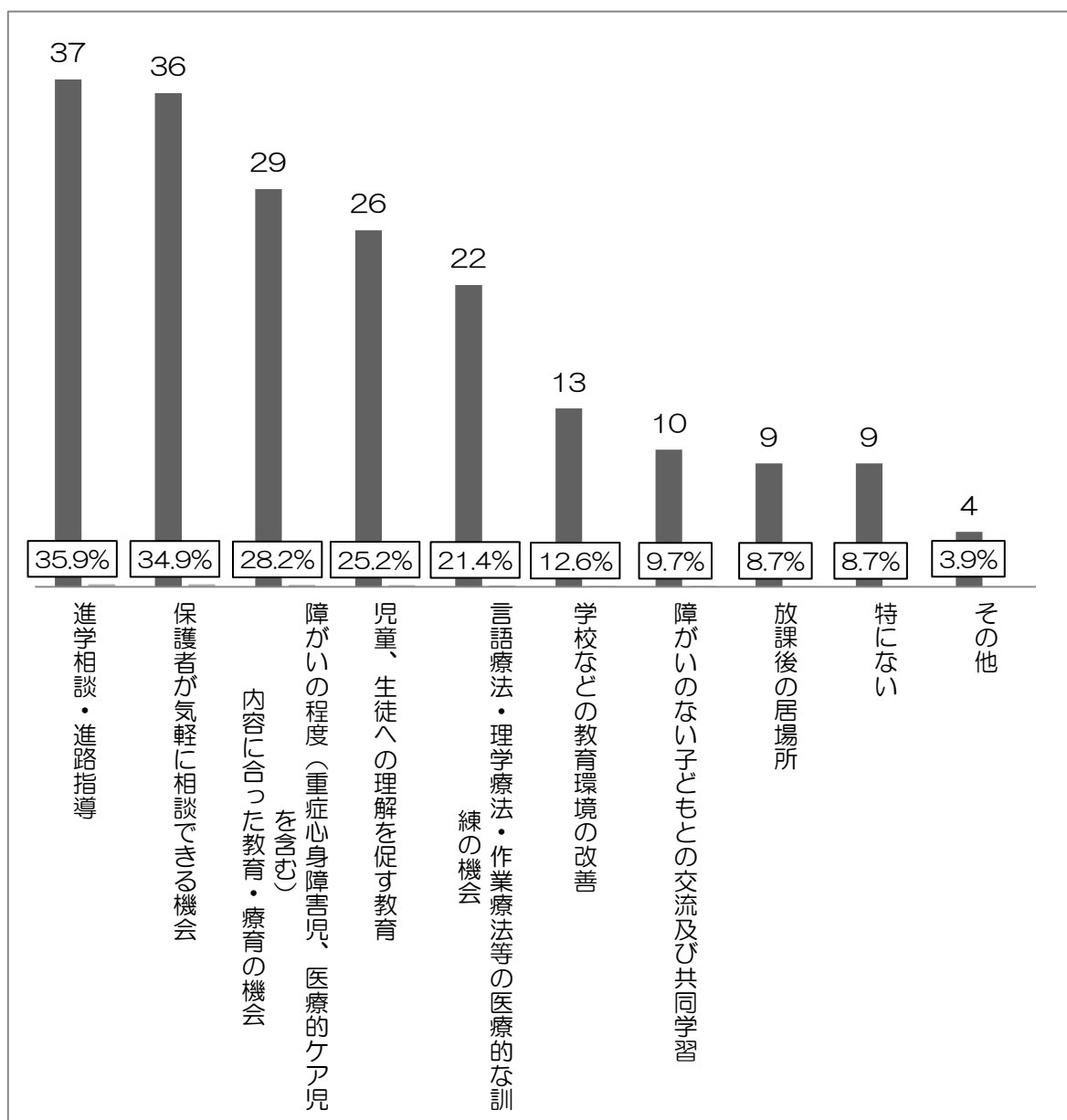
◆放課後児童クラブを今後利用したいですか



(6) 今後充実させてほしい支援について

今後充実させてほしい支援については、「進学相談・進路指導」35.9%、「保護者が気軽に相談できる機会」34.9%、「障害の程度（重症心身障害児、医療的ケア児を含む）、内容に合った教育・療育の機会」28.2%となっています。児童の年齢に応じた相談や障害の程度、内容に応じた支援が求められます。

◆今後充実させてほしい支援は（複数回答有り）



3 障害福祉サービス事業所アンケート調査結果からみた現状

平成29年8月現在で市内に障害福祉サービスを提供している9法人に対してアンケートやヒアリングを行い、全法人から回答を得ました。

(1) 訪問系サービスの事業展開について

「訪問系の事業展開について今後拡大予定はありますか？」との問いに、平成30年～平成32年度間には新たな事業展開を予定している事業所はありませんでした。

(2) 日中系サービスの事業展開について

「日中系の事業展開について今後拡大予定はありますか」との問いに、1法人が、平成31年度に施設を建設し就労継続支援A型事業所及び、生活介護事業所（介護保険対象者も利用ができる共生型サービス）の定員増を予定しているとの回答がありました。

◆日中系サービスの整備計画（定員）

種 別	H29年度 (見込み)	計商定員		
		H30年度	H31年度	H32年度
就労継続支援A型	20人	20人	20人	30人
就労継続支援B型	153人	153人	153人	153人
生活介護	57人	57人	57人	67人
生活訓練	26人	26人	26人	26人

（３）居住系サービスの事業展開について

「居住系サービスについて今後拡大予定はありますか」との問に、１法人が平成３２年度に重度身体障がい者対応型の共同生活援助施設（定員２０人）の建設を計画しています。（開所は平成３３年度を予定）

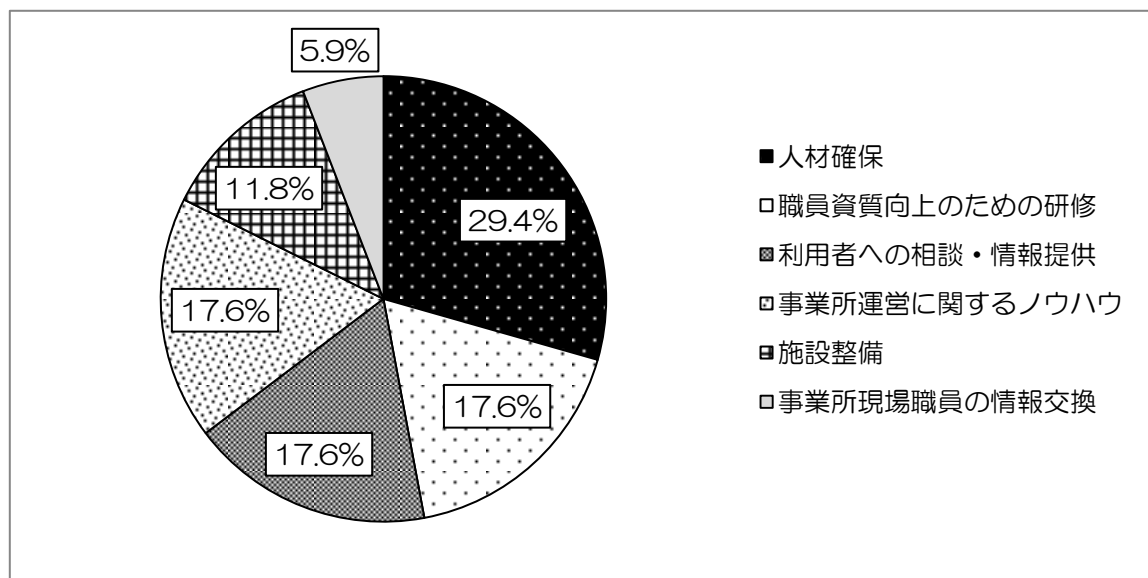
◆共同生活援助施設（グループホーム）の定員（第５期期間中は見込）

区分	第４期障害福祉計画			第５期障害福祉計画		
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
定員	82人	82人	82人	82人	82人	82人

（４）事業所に必要な支援について

「事業所に必要な支援は何ですか」との問に、就業希望者が集まらず、人手不足であるとの意見が多くあり、人材確保が２９.４％となっています。

◆事業所に必要な支援について



第5章 障がい者等支援施策の展開

1 基本理念

郡上市の総合計画の基本理念『みんなで考え、みんなでつくる郡上 ～ずっと郡上 もっと郡上～』を受け、平成27年度に健康と福祉に関する総合的な基本指針を定めた健康福祉推進計画の基本理念『みんなで創り、みんなで育む、安心して暮らし続けられるまち 郡上』を本計画の基本理念として定めます。この健康福祉推進計画は、郡上市総合計画との整合性を図りつつ、子どもから高齢者まで、男性も女性も障がいのある人もない人も、すべての人が人としての尊厳を持って、住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らしつづけられるよう市民、地域、ボランティア団体、NPO法人、サービス提供事業者、社会福祉協議会、行政などが協働して、共に支え助け合うための『共生社会』の実現ができるよう保健・医療・福祉の連携の仕組みづくりをめざすものです。

市民同士の日々の支え合いや助け合い、市民と企業、各種団体、行政などの協働により地域の活動を発展させていき、すべての市民にとって暮らしやすい、質の高いまちづくりへとつながることを目指します。

計画の基本理念

みんなで創り、みんなで育む、
安心して暮らし続けられるまち 郡上



2 基本目標

郡上市健康福祉推進計画の基本理念のもと、

■ 生きがいを持ち、安心できる暮らしの実現を目指します。

■ 住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちを目指します。

以上の2つを達成すべき基本目標として設定します。

この目標は、障がいのある人が生きがいを持ちながら住み慣れた地域で暮らし続けられることを目指しています。

そして、特に障がい者福祉の視点から、次の4つを支援施策の柱として事業を推進していきます。

- ◆ 地域生活支援の充実
- ◆ 自立支援と社会参加の促進
- ◆ 途切れのない療育支援体制の推進
- ◆ 障害福祉施設の充足

支援施策の体系図

基本理念

みんなで創り、
みんなで育む、
安心して暮らし続けられるまち
郡上

基本目標

生きがいを持ち、安心して暮らすの実現を目指します。

住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちを目指します。

支援施策

◆ 地域生活支援の充実

- 障がい者への地域生活の支援
- 自立支援給付等の充足
- 地域共生社会の実現

◆ 自立支援と社会参加の促進

- 就労・雇用支援の整備強化
- 社会参加事業の推進
- 暮らしやすいまちづくり

◆ 途切れない療育支援体制の推進

- 重症心身障がい児を支援するサービス提供体制の整備支援
- 保育所等訪問支援の拡大
- 関係機関と連携した途切れない支援の推進

◆ 障害福祉施設の充足

- 重度心身障がい者・重症心身障がい児に対応した福祉施設の整備支援

3 支援施策

(1) 地域生活支援の充実

①障がい者への地域生活の支援

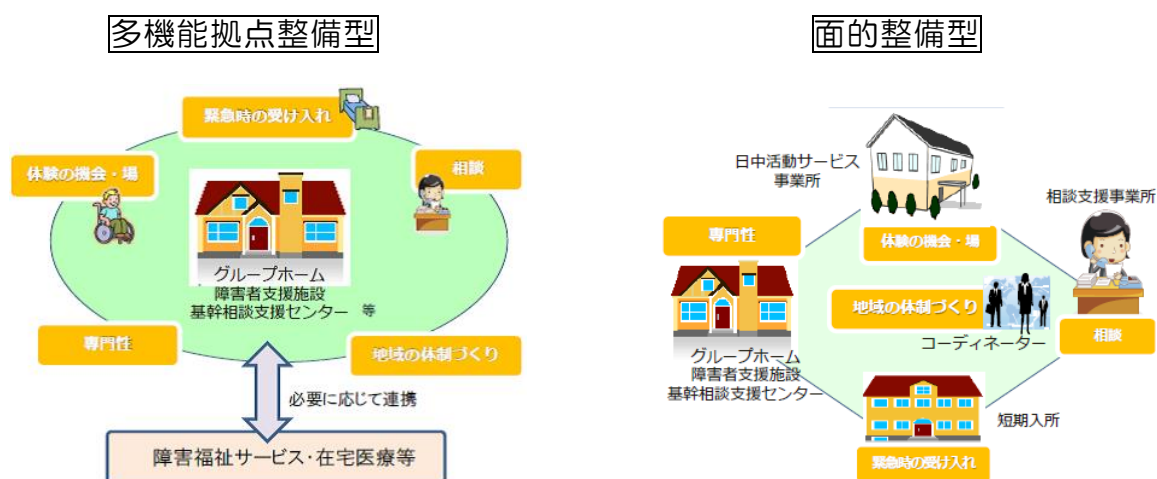
郡上市のような広大な山間地域においては、地理的要因、基盤整備の状況などにより、障がいのある人やその家族などが抱える課題は様々です。

そこで、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを平成30年度に設置し、障がい者支援ネットワークを構築します。このセンターは、地域の実情に合わせた総合的・専門的な相談支援を行いながら、計画相談支援事業者と連携し、障がい者の地域移行や地域定着への支援体制整備のコーディネートを行っていきます。

また、自立支援協議会を運営し、関係機関と課題を共有し、その課題をもとに地域生活拠点の検討・整備を進めます。

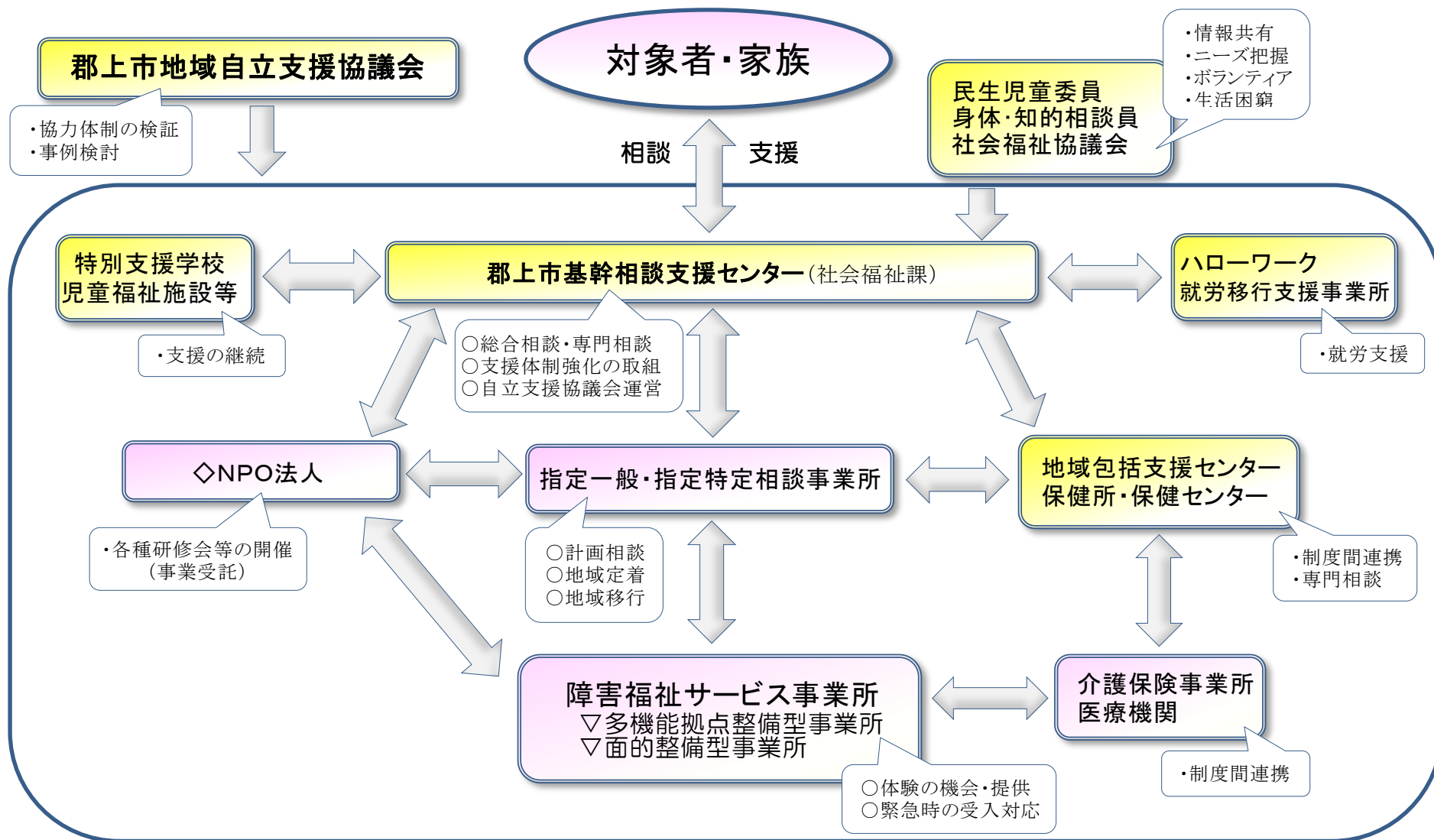
- ▼ 郡上市基幹相談支援センターを平成30年度に設置し、障がい者への相談体制の強化を図ります。
- ▼ 地域生活拠点の整備を、平成30年度に検討し平成31年度に整備します。

～ 地域生活拠点のイメージ図 ～



障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築

郡上市障がい者支援ネットワークイメージ図（案）



②自立支援給付等の充足

自立支援給付とは、障害の種類（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障がいのある人の自立支援を目的に全国一律で共通に提供するサービスが自立支援給付です。在宅生活においては、必要に応じて、訪問系のサービスや通所系サービスを組み合わせて利用でき、障がいのある人の状態に合ったサービスを利用することができます。

平成30年度から、新たに地域生活を支援するためのサービスとして、自立生活援助が創設されます。グループホーム等の地域生活を支援する仕組みの見直しが求められており、グループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がい者について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、自立生活援助サービスが早期に開設されるよう事業所に働きかけを行います。

各サービス利用者数と利用量は、サービスの充実により増加傾向にあり、それにつれて費用も増加しています。今後さらに増加する見込みであることから計画相談支援事業所と市が連携し、サービスの適正かつ公平な給付により安定したサービスの充足を図ります。

- ▼ 郡上市障害福祉サービス支給決定基準を障害者総合支援法の改正に則して改正し、適正で公平なサービスの支給決定に努めます。
- ▼ 障がいのある人や家族からの相談に応じ、障がいのある人の個々の心身状況、サービス利用の意向、家族の状況などを踏まえ、様々な障害福祉サービスを計画的に利用できるよう計画相談支援事業所との連携を深めます。
- ▼ 平成30年度に開設する基幹相談支援センターが中心となって困難事例の個別支援会議などを開催するとともに、相談支援事業者のスキルアップを行います。

③地域共生社会の実現

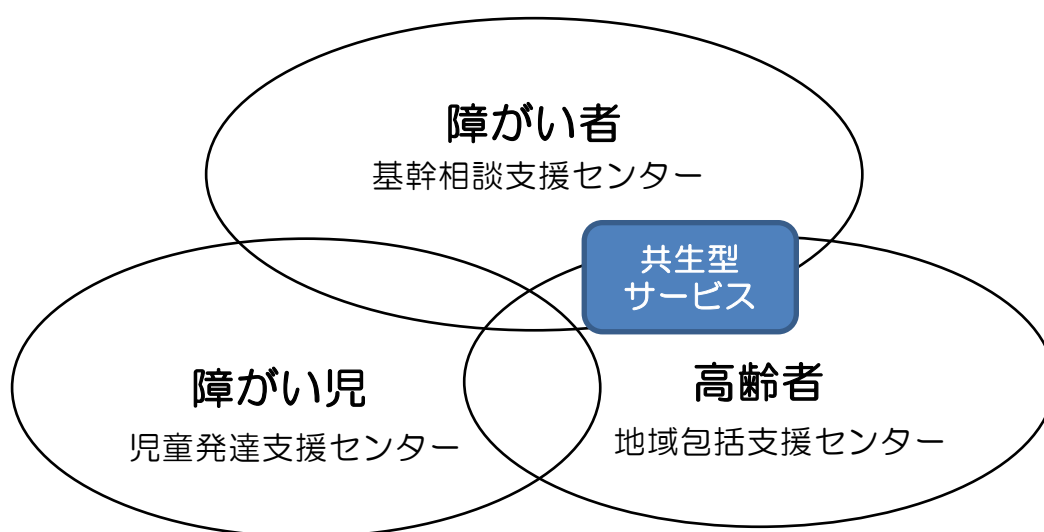
地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

地域を基盤として人と人のつながりを育み、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人もすべてが丸ごとの地域共生社会の実現に向けて、地域の様々な資源を活かしながら障害福祉サービス事業所と協力して進めます。

また、介護分野と保健、医療、福祉を含む関係者の情報共有や連携の場である地域包括ケアネットワークに障害分野も加わり、地域で障がい者を支える仕組みづくりに参加します。

▼ 制度・分野ごとの縦割りの関係を超えて、障がい者、高齢者、子どもが地域で安心して暮らせるよう「地域包括ケアネットワーク」に障害分野も参加します。

土台としての地域力の強化
「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくり



（２）自立支援と社会参加の促進

①就労・雇用支援の整備強化

障害者就労支援施設では、障害の程度や内容に合った作業を行っていますが、厳しい経済状況の中で受託作業のみで収益を上げることは難しく、自主製品の開発・販売に取り組んでいます。自主製品の販路拡大を支援するため、国や地方自治体等が物品や役務を障害者就労支援施設に積極的に発注していくよう定めた「国等による障害者就労支援施設からの物品等調達に関する法律」に基づき方針の公表を引き続き行います。

すべての事業主は、一定以上の割合で障がい者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成３０年４月１日から引き上げられ、民間企業は２.２％、国・地方公共団体等は２.５％になります。

障がい者の雇用拡大を利用してハローワークと連携協力のもと、就労につながる機会を増やすように努めます。

また、平成３０年度より、一般就労した障がい者が、職場に定着できるよう障害サービス事業所職員が職場や関係機関を訪問し、障がい者との連絡調整を支援する新しいサービス「就労定着支援」が創設されます。計画期間中に事業所実施の予定はありませんが、早期実施に向けて働きかけを積極的行います。

- ▼ 障害者雇用促進法に定める障がい者の雇用拡大のため、ハローワークなどの関係機関と連携を密にし、障害福祉サービス事業所等の協力を得て障がい者の職業の安定を図ります。また、障害福祉サービス事業所に「就労定着支援」の早期実施に向けて働きかけを行います。
- ▼ 就労継続支援事業所の利用者が、一般就労へ結びつくための施策を自立支援協議会で検討し、事業所の協力を得て推進します。

②社会参加事業の推進

障がいのある人が積極的に地域社会へ参加するための施策を講じ、誰もが参加しやすい環境を整えて、障がいのある人とない人との交流と相互理解を深めることを推進します。

また、障害の種別や年齢などにかかわらず、障がいのある人一人ひとりにあった様々な社会活動に参加する機会が提供できるように、関係機関と連携しながら障がい者の社会活動を支援します。

- ▼ 障がい者が自ら社会活動に参加しやすい環境を支援するため、地域生活支援事業等の推進を図ります。
- ▼ 手話入門講座を開催し手話の普及を図ります。
- ▼ 障がい者のスポーツイベントや芸術・文化活動などの取り組みを積極的に支援します。

③暮らしやすいまちづくり

障がいのある人が、地域で安心して暮らせる社会で暮らすために、公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題を解決するため、地域に暮らす住民同士で支え合う地域づくりを推進します。

障害に対する偏見や差別をなくし、市民一人ひとりが、あたたかい思いやりの心を持ち互いに支え合い助け合って生活できるよう福祉教育の推進を行います。

また、障がい者の権利擁護支援として NPO 法人に事業委託し、虐待防止や障害への差別解消に向けた意識啓発や研修会を行い関係機関が連携した権利擁護活動を推進します。

アンケート調査の結果、災害時の避難場所を知らないと回答された方が 68.4%と高い割合となっています。このため、避難場所の周知を図るとともに、障がいのある人など避難行動に支援が必要な人に対して、第3期郡上市地域福祉計画に基づいた災害時に対応できる地域づくりを進めます。

また、水害や土砂災害等が発生する恐れがある障害福祉サービス事業所に対して、避難確保計画策定の支援を進め安全性の向上を図ります。

- ▼ 自治会や社会福祉協議会などと連携し、地域の福祉課題の解決に取り組みます。
- ▼ 障がいのある方への対応方法（合理的配慮）の普及啓発を行います。
- ▼ 虐待防止や障害への差別解消に向けた、意識啓発や市民向けの研修会等を行います。
- ▼ 障がいのある方など要支援者への防災対策を、自治会などと協力して進めます。
- ▼ 障害福祉サービス事業所に対して、避難確保計画及び避難マニュアル作成のサポートします。

（３）途切れない療育支援体制の推進

①重症心身障がい児を支援するサービス提供体制の整備支援

平成３０年度から「居宅訪問型児童発達支援」が創設されることを受け、障害や病気のため通所が困難な児童に対して居宅を訪問し支援します。

また、重症心身障がい児を支援するサービスの提供体制を整備するため、医療機関等と協議連携し、重症心身障がい児を支援する体制の整備を行います。

- ▼ 通所が困難な児童に対する「居宅訪問型児童発達支援」を実施します。
- ▼ 重症心身障がい児を支援するリハビリ等の専門職による支援体制を整えます。
- ▼ 医療機関の協力を得て、医療型児童短期入所施設事業所の開設を目指します。

②保育所等訪問支援の拡大

保育所等訪問支援は、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校等に通っており、支援を必要とする児童に対して、集団生活に適應するための支援を行っています。所属する園やクラスの中で、落ち着いて集団生活ができるよう自分の力を発揮しながら生活が送れることを目指しています。また、教諭・保育士が支援を必要とする子どもにとって最善の関わりや環境設定ができるよう、支援技術を高めることも大切になります。

今後は、現在の訪問先に加え、放課後児童クラブや児童養護施設に訪問先を拡大し、支援を必要とする児童への直接支援や施設職員に対する間接支援を行います。

- ▼ 保育所等訪問支援を、放課後児童クラブや児童養護施設に拡大します。

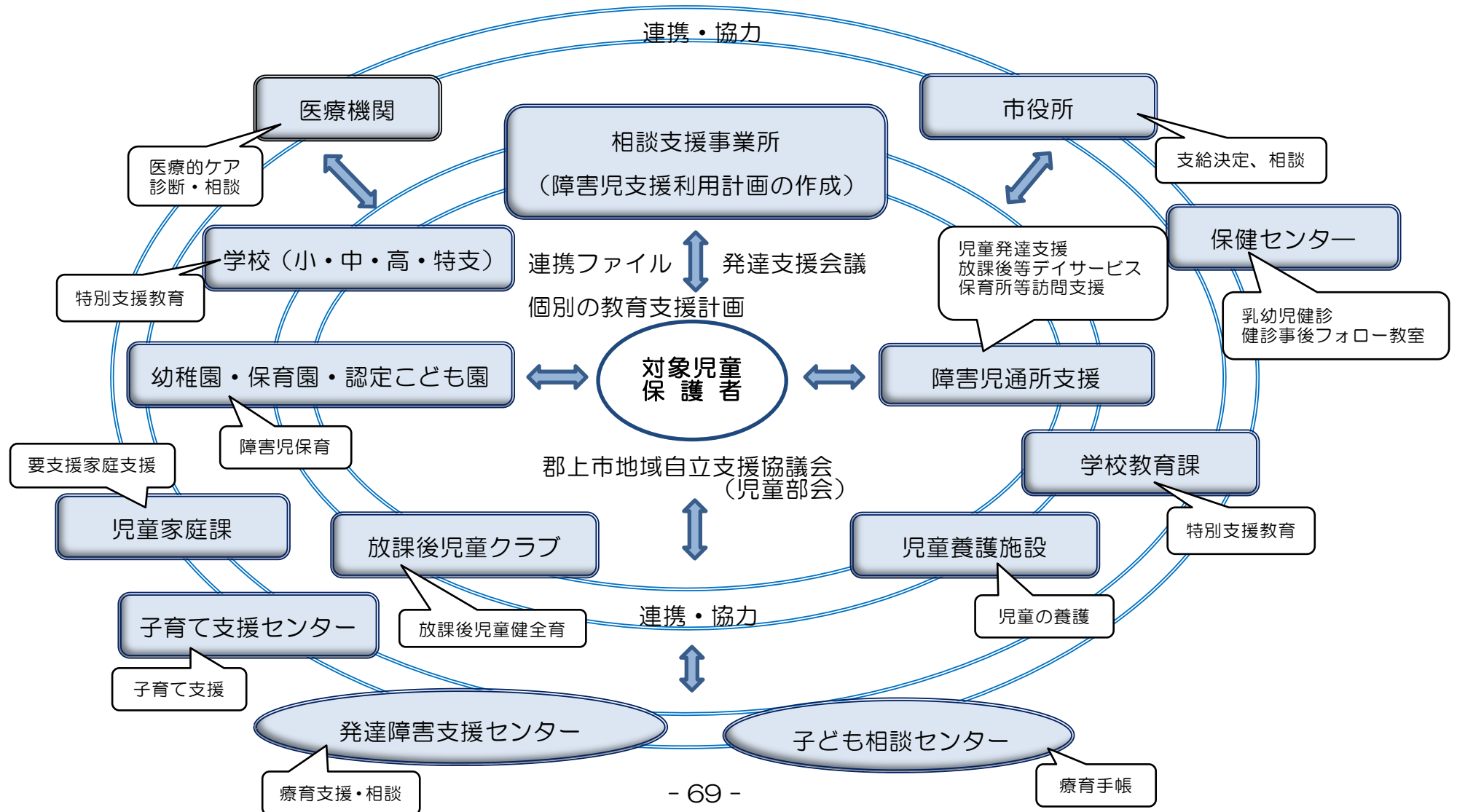
③関係機関と連携した途切れのない支援の構築

障がいのある児童や発達に遅れのある児童に対して、家庭や保育園等と行政・保健機関が連携し、気づきの時点からの一貫した支援を行います。保護者が管理する「連携ファイル」と、保育・教育機関が中心となり作成・管理する「個別の教育支援計画」が相互に連動し、支援の引継ぎの際に上手く活用されるよう活用方法や内容等の充実を図ります。

また、医療的ケアを必要とする児童に対して郡上市地域自立支援協議会（児童部会）を活用し、保健・医療・福祉・教育に携わる関係者が連携して支援ネットワークを構築します。

- ▼ 途切れのない支援の推進のために、関係機関との連携強化に勤めます。
- ▼ 支援ツール（「連携ファイル」「個別の教育支援計画」）について、活用方法や内容等の充実を図ります。
- ▼ 郡上市地域自立支援協議会（児童部会）の活用により、医療的ケアが必要な児童に対する支援ネットワークを構築します。

郡上市障がい児支援ネットワークイメージ図（案）



（４）障害福祉施設等の充足

①重度心身障がい者・重症心身障がい児に対応した福祉施設の整備支援

施設整備にあたっては、事業所等の安定した経営の観点から定員割れなどが起きないようにニーズを的確に把握し、事業所等と連携を図りながら施設整備を進めます。

現在、市内には１１か所合計８２人の定員となるグループホームがありますが、第５期計画期間中は、重度心身障がい者・重症心身障がい児の受け入れのできる施設整備を最優先して支援します。

また、既存の施設も重度心身障がい者・重症心身障がい児に対応できるよう働きかけを行います。

- ▼ 施設整備については補助制度等を活用した、重度心身障がい者や重症心身障がい児の施設整備を優先して支援します。
- ▼ 既存の福祉施設について、重度心身障がい者や重症心身障がい児に対応できるよう働きかけを行います。

第6章 障害福祉サービス等の成果目標

1 障害福祉サービスに関する成果目標

(1) 福祉施設から入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、入所施設から地域生活への移行が掲げられており、平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から9%以上が地域生活へ移行し、2%以上入所者数を削減することを基本に、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定するとされています。

本市では、国の基本指針による一律削減等を行わず、実情を踏まえたうえで次のように設定します。

平成28年度末現在の入所者は60人ですが、施設入所者の現状や家族の実情を踏まえると地域移行が可能な人数は1人と思われます。しかし、現在も入所待機者がいることやアンケート結果も踏まえ、平成32年度末の入所者数は現状維持を目標とします。

◆福祉施設入所者の地域生活への移行の成果目標

成果目標	項目		数値	内 容
	平成28年度末時点の入所者数 (A)		60 人	平成28年度末の施設入所者数
	退所者数 (B)	平成29年度	2 人	平成29年度中に施設を退所した人の数
		平成30年度	0 人	平成30年度から平成32年度末までに施設入所から地域へ移行見込みの人数
		平成31年度	1 人	
		平成32年度	0 人	
		合 計	3 人	
	新規入所者数 (C)	平成29年度	0 人	平成29年度中に施設に入所した人の数
		平成30年度	1 人	平成30年度から平成32年度末までに新規で施設入所見込みの人数
		平成31年度	1 人	
		平成32年度	1 人	
		合 計	3 人	
	平成32年度末入所者数 (D) = (A - B + C)		60 人	平成32年度末の施設入所者数
	【目標値】地域生活移行者数 (E) = (B) (E) / (A)		0 人 0.0 %	平成32年度末までに地域移行見込みの人数(再掲) 国の指針：平成28年度末より9%以上移行
	【目標値】削減見込み (F) = (A - D) (F) / (A)		0 人 0 %	差し引き減少見込数 国の指針：平成28年度末より2%以上削減

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院精神障がい者の地域移行を進めるにあたっては、精神科医療機関や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包括的（インクルーシブ※）な社会を構築していく必要があります。

国の基本指針には、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を平成32年度末までに設置することとされています。

◆精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の成果目標

成果目標	当事者及び保健・医療・福祉を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるように郡上市地域自立支援協議会等で検討し、既存の郡上市地域包括ケアネットワークに障害分野も参加したシステムを平成32年度末までに構築します。
------	---

※インクルーシブとは、「あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合う」という社会政策の理念

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針では、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、障がい者（児）の地域生活支援をさらに推進する観点から、①相談②体験の機会・場③緊急時の受け入れ・対応④専門性⑤地域の体制づくりの5つの機能の強化を図ることが求められています。障がい者（児）が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築し、地域支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備しなければなりません。

◆地域生活支援拠点等の整備の成果目標

成果目標	郡上市は地理的などの要因もあり、圏域的な整備ではなく単独で整備を進めます。 基本方針として、どのような枠組みや機能を持たせた拠点づくりをするのか、郡上市地域自立支援協議会において平成30年度に検討し、平成31年度に整備します。
------	---

(3) 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針では、福祉施設から一般就労への移行推進のため、平成32年度末の一般就労移行者数を平成28年度の1.5倍以上にすることとされています。

そこで、本市の福祉施設から一般就労への目標設定については、事業所へのアンケート結果を基に設定しました。

また、就労移行支援事業所の利用者数を平成28年度末における利用者数の2割以上の増加。移行率3割以上の就労移行支援事業所5割以上。就労定着支援1年後の就労定着率80%以上としています。

本市には就労移行支援事業所がなく事業所の開設の予定もないため、市外の事業所へ通所しています。見込量は1人としています。圏域の事業所の利用、市内事業所への就労移行支援事業所の開設を働きかけながら利用率の増加を目指します。

◆福祉施設から一般就労への移行の成果目標

成果目標	項目		数値	内 容
	平成28年度の一般就労移行者 (A)		6 人	平成28年度において福祉施設を退所して、一般就労した者の数
	【目標値】 一般就労移行者 (B)	平成30年度	4 人	福祉施設を退所して、一般就労した者の数
		平成31年度	4 人	
		平成32年度	7 人	
	(B) / (A)	移行率	1.2 倍	国の指針：平成32年度の実績は、平成28年度の1.5倍以上

※ 当該目標に係る「福祉施設」とは、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（A型・B型）、生活介護事業所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業所をいう。

◆就労移行支援事業所の利用率

成果目標	項目		数値	内 容
	平成28年度末の就労移行支援事業利用者数 (C)		1 人	平成28年度末において、就労移行支援事業の利用者の数
	【目標値】 平成32年度末の就労移行支援事業利用者数 (D)		1 人	平成32年度末において、就労移行支援事業の利用者の数
	(D) / (C)		1.0 倍	国の指針：平成28年度の2割以上増加
	平成32年度末の就労移行支援所数事業 (E)		0 箇所	平成32年度末時点の就労移行支援事業の数
成果目標	【目標値】 上記(E)のうち、就労移行支援率 が3割以上の事業所数 (F)		—	国の指針：3割以上の事業所数を事業所全数の5割以上増加。就労定着支援1年後の就労定着率80%以上 ※本市には就労移行支援事業所はなく、開設予定もないため目標値を設定しない。 また、就労定着支援後の定着率についても目標値の設定を行わない。
	(F) / (E)			

※ 就労移行支援率とは、年度当初の就労移行支援事業所の利用者うち、当該年度中に一般就労へ移行した者の割合

障がい児支援提供体制の整備等

◆ 児童発達支援センターの設置

国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本としなければなりません。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとされています。

成果 目 標	より専門的な支援ができる「児童発達支援センター」の設置については、平成32年度末までに検討します。 療育施設を利用する児童の保護者に対しては、保護者同士が繋がり合い、不安や悩みを気軽に話し合えるような機会を提供したり講演会や座談会、ペアレントトレーニング※を企画し、前向きに育児に取り組めるよう協力・サポートを行います。
--------------	--

※ ペアレントトレーニングとは、保護者が子どもとのより良い関わり方を学びながら日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラム

◆ 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

国の基本指針では、地域社会への参加・包括（インクルージョン※）を推進するため、平成３２年度末までにすべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

本市では、平成２４年度から保育所等訪問支援を実施しています。さらに、平成２９年度からは、専従の訪問支援員を配置して市内すべての幼稚園・保育園・認定こども園に保育所等訪問等支援を実施しています。

成果目標

内容の充実と訪問支援先を放課後児童クラブや児童養護施設等に拡充させて実施します。

※インクルージョンとは、一人ひとり違う個性の人々が、お互いに尊重し、認め合い、活かし合うこと

◆ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の設置

国の指針では、重症心身障がい児が身近な地域で支援が受けられるように、平成３２年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも１か所以上確保するとされています。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で確保することもできるものとされています。

本市では、重症心身障がい児の受け入れを行うことのできる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所はあります。しかし、医師や看護師、理学療法士等の専門職員の配置がされていません。

成果目標

平成３２年度末までに、既存の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所において重症心身障がい児を含め、障害別に関わらず適切で質の高い支援が受けられるよう専門職員の設置を目指します。

医療機関の協力を得て、重症心身障がい児の受け入れができる医療型短期入所施設の確保について協議します。

◆ 医療的ケア児支援のための関係機関における協議の場の設置

国の指針では、平成３０年度末までに医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることが基本とされています。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとされています。

成果 目標

平成３０年度末までに医療的ケアを必要とする児童に対して、郡上市地域自立支援協議会（児童部会）を活用し、保健・医療・福祉・教育に携わる関係者が連携した障がい児支援ネットワークを構築し、協議の場を設けます。

2 障害福祉サービスに関する活動指標及び方策

(1) 訪問系サービスの活動指標及びサービス量確保の方策

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護などのいわゆる訪問系サービスについては、障がい者の地域での自立した生活を支えるうえで必要不可欠なサービスであり、障がい者一人ひとりのニーズに応じた質の高いサービスが求められます。

また、これらのサービスは、家族とともに住み慣れた地域で暮らし続けたいと願う障がい者にとっては、家族の機能を補完する本人支援としてのサービスであり、地域での暮らしを支える基本的なサービスと考えられます。

今後、共同生活援助施設（グループホーム）や精神科病院からの地域生活への移行が進むにつれて、これらのサービスを必要とする人が増加すると見込まれます。障がい者が地域で安心して暮らすために必要となる訪問系サービスについては、障害の種類に関わりなくサービスが提供できるよう、相談支援事業の充実に努めるとともに、適正なニーズの把握を行いサービスの推進を図ります。

事業所のサービス提供状況や過去の実績等を踏まえ、訪問系サービスの活動指標を次のとおり設定します。

なお、重度訪問介護、重度障害者等包括支援は利用が見込まれないため活動指標を設定しませんが、今後必要となった場合には、計画見直しに合わせて活動指標の設定を検討します。

◆居宅介護の活動指標

区 分			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
活動指標 (見込量)	利用者数	人/月	32	35	37	40
	サービス 利用量	時間/月	310	340	360	390

平成29年度は実績見込み

◆行動援護の活動指標

区 分			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
活動指標 (見込量)	利用者数	人/月	1	2	3	4
	サービス 利用量	時間/月	1	5	10	15

平成29年度は実績見込み

◆同行援護の活動指標

区 分			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
活動指標 (見込量)	利用者数	人/月	1	2	2	2
	サービス 利用量	時間/月	3	10	15	15

平成29年度は実績見込み

(2) 日中系・その他サービスの活動指標及びサービス量確保の方策

日中活動系サービスは、身辺自立や就労移行などを目指した訓練や、地域における社会参加を保障する場として不可欠なサービスです。

本市では、計画相談支援により利用者が必要とするサービスが受けられるよう、必要な場合はサービス調整会議等を行い、利用者の特性を把握したサービスの提供に努めます。

事業所のサービス提供状況や過去の実績、事業所アンケート結果等に基づき、日中系・その他サービスの活動指標を次のとおり設定します。

なお、機能訓練、就労定着支援は利用が見込まれないため活動指標を設定しませんが、今後必要となった場合には、計画見直しに合わせて活動指標の設定を行います。

◆生活介護の活動指標

区 分			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
活動指標 (見込量)	利用者数	人/月	127	140	140	150
	サービス 利用量	人日/月	2,535	2,700	2,700	2,900

平成29年度は実績見込み

◆生活訓練の活動指標

区 分			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
活動指標 (見込量)	利用者数	人/月	2	3	3	3
	サービス 利用量	人日/月	49	70	70	70

平成29年度は実績見込み

◆就労移行支援の活動指標

区 分			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
活動指標 (見込量)	利用者数	人/月	1	1	1	1
	サービス 利用量	人日/月	20	20	20	20

平成29年度は実績見込み

◆就労継続支援A型の活動指標

区 分			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
活動指標 (見込量)	利用者数	人/月	15	18	18	25
	サービス 利用量	人日/月	283	324	324	450

平成29年度は実績見込み

◆就労継続支援B型の活動指標

区 分			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
活動指標 (見込量)	利用者数	人/月	118	125	125	130
	サービス 利用量	人日/月	1,982	2,125	2,125	2,210

平成29年度は実績見込み

◆療養介護の活動指標

区 分			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
活動指標 (見込量)	利用者数	人/月	3	3	3	3

平成29年度は実績見込み

◆短期入所の活動指標

区 分				平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
活動指標 (見込量)	福祉型	利用者数	人/月	13	20	20	25
		サービス 利用量	人日/月	72	120	125	150
	医療型	利用者数	人/月	3	4	4	4
		サービス 利用量	人日/月	18	28	28	28

平成29年度は実績見込み

(3) 居住系サービスの活動指標及びサービス量確保の方策

共同生活援助（グループホーム）については、第4期計画中に定員20人分が整備されました。

施設整備に係る事業所アンケート結果から、活動指標を次のとおり設定します。

平成30年度より新たに始まるサービス「自立生活援助」については、2事業所が3年以内に実施予定をしているため、次のとおり活動指標の設定を行いました。

◆共同生活援助の活動指標

区 分			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
活動指標 (見込量)	利用者数	人/月	70	72	72	72

平成29年度は実績見込み

◆自立生活援助の利用状況の推移と活動指標

区 分			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
活動指標 (見込量)	利用者数	人/月		0	1	2

※ 自立生活援助...障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、アパートや自宅で一人暮らしを希望する人に、アパートや自宅を定期的に訪問したり電話やメールで生活を支えるサービスです。

(4) 施設入所支援の活動指標

施設入所支援は、地域におけるセーフティーネットの役割を担っていることから、限られた定員の中で必要とする障がい者に対して必要な支援の確保に努めます。

◆施設入所支援の活動指標

区 分			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
活動指標 (見込量)	利用者数	人/月	60	60	60	60

平成29年度は実績見込み

（５）計画相談支援の活動指標及びサービス量確保の方策

全ての障害福祉サービスの利用者について、サービス等利用計画を作成することとされています。本市では、サービス利用者全ての方に対して計画相談支援が作成されています。

なお、地域移行支援、地域定着支援については利用が見込まれないため活動指標を設定しませんが、今後必要となった場合には、計画見直しに合わせて活動指標の設定を検討します。

◆計画相談支援の活動指標

区 分			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
活動指標 (見込量)	利用者数	人/月	61	72	72	77

平成29年度は実績見込み

3 児童福祉法による障がい児支援の活動指標

(1) 児童発達支援の活動指標及びサービス量確保の方策

児童発達支援は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うサービスであり、利用者一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保を図ることが求められます。今後も新たな利用希望者が見込まれるため、児童発達支援の活動指標を次のとおり設定します。

◆児童発達支援の活動指標

区 分			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
活動指標 (見込量)	利用者数	人/月	72	74	74	74
	サービス 利用量	人日/月	266	273	273	273

平成29年度は実績見込み

(2) 居宅訪問型児童発達支援の活動指標及びサービス量確保の方策

平成30年度から始まる新たなサービス「居宅訪問型児童発達支援」は、重症心身障がい児等の重度の障がい児であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

居宅訪問型児童発達支援事業は、平成30年度から実施するため活動指標を次のとおり設定します。

◆居宅訪問型児童発達支援

区 分			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
活動指標 (見込量)	利用者数	人分		1	1	1
	サービス 利用量	人日分		5	5	5

平成29年度は実績見込み

（３）放課後等デイサービスの活動指標及びサービス量確保の方策

市内の放課後等デイサービスだけでなく、市外の放課後等デイサービスの利用希望があることから、放課後等デイサービスの活動指標を次のとおり設定します。

◆放課後等デイサービスの活動指標

区 分			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
活動指標 (見込量)	利用者数	人/月	17	18	18	18
	サービス 利用量	人日/月	49	58	58	58

平成29年度は実績見込み

（４）保育所等訪問支援の活動指標及びサービス量確保の方策

保育所等訪問支援は、保育所等を訪問し集団生活に適應するための支援を行うものです。

平成30年度より従来の訪問先に加え、放課後児童クラブや児童養護施設も新たに訪問支援を開始することから、保育所等訪問支援の活動指標を次のとおり設定します。

◆保育所等訪問支援の活動指標

区 分			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
活動指標 (見込量)	利用者数	人/月	51	65	66	71
	サービス 利用量	人日/月	57	71	72	78

平成29年度は実績見込み

（５）医療型児童発達支援の活動指標及びサービス量確保の方策

医療型児童発達支援については、上肢・下肢・体幹の機能障害の改善をめざし治療と共に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うサービスです。

現在、市内にサービス事業所はありません。市内の他のサービスを併用しながらの療育が見込まれることを考慮して、医療型児童発達支援の活動指標を次のとおり設定します。

◆医療型児童発達支援の活動指標

区 分			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
活動指標 (見込量)	利用者数	人/月	1	2	2	2
	サービス 利用量	人日/月	5	20	20	20

平成29年度は実績見込み

（６）障害児相談支援の活動指標及びサービス量確保の方策

児童福祉法による障がい児支援サービスの利用するにあたっては、全ての利用者に対してサービス等利用計画を作成し、定期的なモニタリングを行うこととされています。今後も障害児通所支援の利用者の増加が見込まれることから、障害児相談支援の活動指標を次のとおり設定します。

◆障害児相談支援の活動指標

区 分			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
活動指標 (見込量)	利用者数	人/月	18	32	32	34

平成29年度は実績見込み

4 地域生活支援事業に関する活動指標及び方策

障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により事業を計画的に実施していきます。また、これらの事業は、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、すべての人が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けた重要な役割を果たすものと考え、過去の実績等を踏まえ、地域生活支援事業の活動指標を次のとおり設定します。

◆地域生活支援事業の内容

サービス	内 容
自発的活動支援事業	障がいのある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用し、または利用しようとする知的障がいのある方、または精神障がいのある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて、または一部について支援を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある方等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある方との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
地域活動支援センター事業	障がい者等が地域において自立した日常生活、又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動、又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的にを行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出のための支援を行います。
訪問入浴サービス事業	家庭において入浴することが困難な身体障がい者及び身体障がい者（児）が訪問入浴サービスを利用することにより、身体の清潔の保持及び心身機能の維持を図ります。
日中一時支援事業	障がい者等に対して日中における活動の場を提供することにより、障がい者等の家族の就労を支援するとともに、障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保します。
成年後見制度普及啓発	成年後見制度の利用を促進することにより、障がい者の権利擁護を図ります。
障害者虐待防止対策支援	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障がい者等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。

◆地域生活支援事業の活動指標

区 分			平成29年度 (実績見込)	平成30年度 (見込量)	平成31年度 (見込量)	平成32年度 (見込量)	実施に関する 考え方	
自発的活動支援事業			実施 状況	実施	実施	実施	NPO法人に委 託実施	
事業 相談 支援	障害者相談支援事業		箇所 数	5箇所	5箇所 (見直し)	実施	実施	中濃圏域での共 同委託の見直し
	基幹相談支援セン ター		実施 状況	検討	設置	設置	設置	直営にて設置
成年後見制度利用支援事業			利用 者数	0人	0人	0人	1人	成年後見制度利 用支援事業の周 知
事業 意思 疎通 支援	手話通訳者・要約 筆記者派遣事業		利用 件数	12件	12件	12件	12件	手話通訳者・要 約筆記者の育成
			支援 者数	5人	5人	5人	5人	
日常 生活 用具 給付 等 事業	①介護・訓練支援 用具		給付 件数	3件	3件	3件	3件	制度の周知を図 る。
	②自立生活支援用 具		給付 件数	2件	5件	5件	5件	
	③在宅療養等支援 用具		給付 件数	14件	15件	15件	15件	
	④情報・意思疎通支 援用具		給付 件数	2件	3件	3件	3件	
	⑤排泄管理支援用 具		給付 件数	1,152件	1,200件	1,250件	1,300件	
	⑥居宅生活動作補 助用具(住宅改修費)		給付 件数	0件	1件	1件	1件	
手話奉仕員養成研修事業			登録 者数	0人	3人	0人	3人	社協委託実施
地域活動支援セン ター事業		箇所数	市内	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	中濃圏域での共 同委託の見直し
			市外	2箇所	2箇所 (見直し)	未定	未定	
		利用者 数	市内	110人	100人	100人	100人	
			市外	11人	10人	未定	未定	
移動支援事業			利用 者数	40人	45人	45人	45人	制度の周知を図 る。
			延時 間数	1,451時間	1,500時間	1,500時間	1,500時間	
訪問入浴サービス事業			利用 者数	2人	2人	2人	2人	制度の周知を図 る。
			利用 回数	69回	102回	102回	102回	
日中一時支援事業			利用 者数	31人	35人	35人	35人	制度の周知を図 る。
			利用 件数	250件	270件	270件	270件	
			実施 箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	
護 権 支 利 援 擁	成年後見制度普及 啓発		実施 状況	実施	実施	実施	実施	NPO法人に委 託実施
	障害者虐待防止対 策支援		実施 状況	実施	実施	実施	実施	

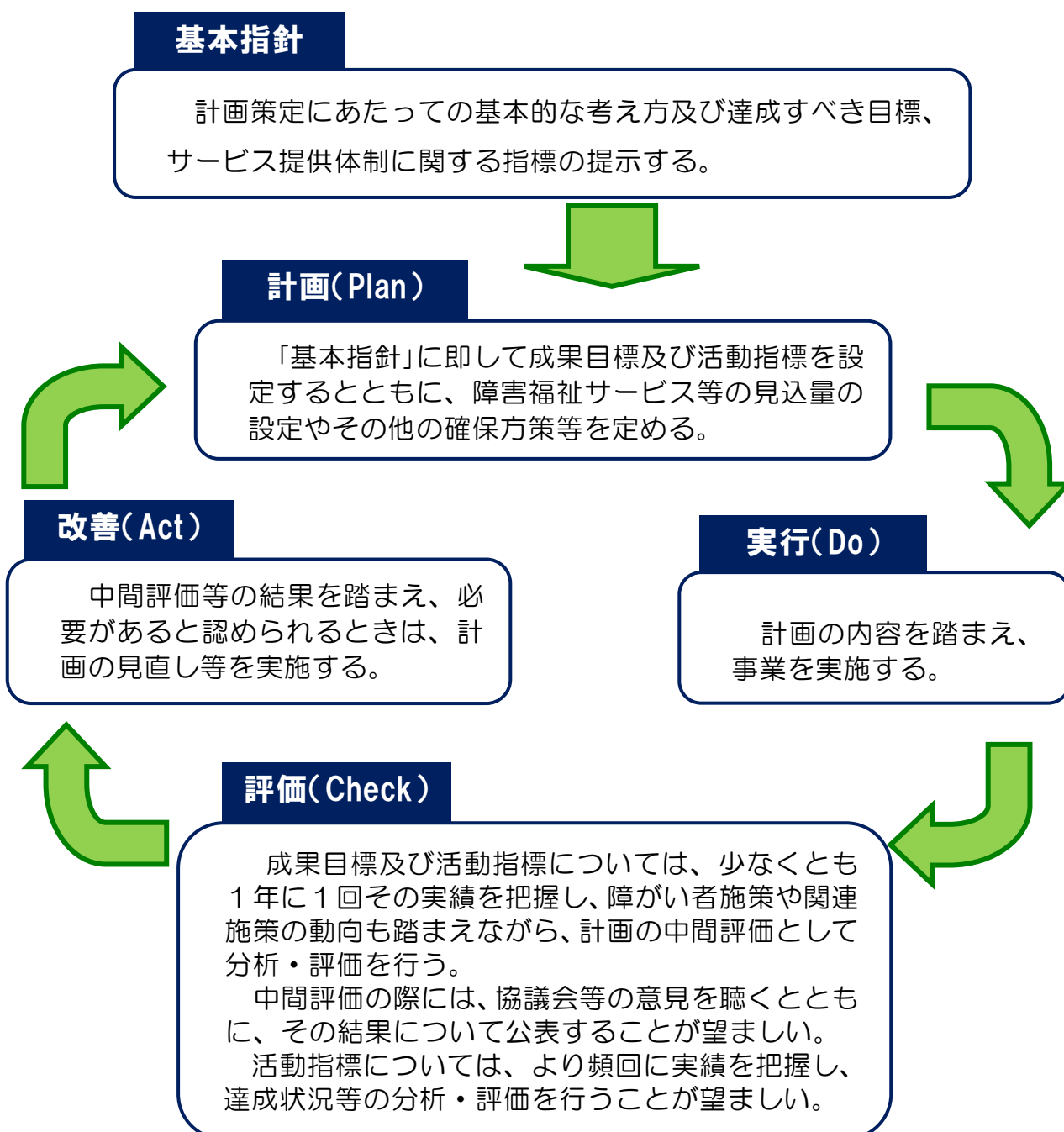
平成29年度は見込み

第7章 計画の推進に向けて

1 達成状況の点検及び評価（PDCAサイクル）

平成32年度を目標とする成果目標（数値目標）と、成果目標を達成するための障害福祉サービス等の活動指標（見込量）が確保されるよう、次のとおり推進していきます。

◆ 達成状況の点検及び評価



基本指針に則して定めた数値目標を「成果目標」とし、各福祉サービスの見込量を「活動指標」としています。

P D C Aサイクルに沿って事業を実施し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて、年1回点検・評価するとともに、その結果について必要があると認められるときは、計画の見直しや施策への反映を予定しています。

2 関係機関及び事業所などとの連携

本計画における障害福祉サービスによる取り組みを推進するにあたり、郡上市地域自立支援協議会において関係機関及び事業所等との連携を密にしながら計画を進めていきます。

療育に関しても、途切れのない支援の実現に向けて郡上市地域自立支援協議会を活用し、関係機関との連携・協力を図りながら推進していきます。

特に障がい者支援については、市内の障害福祉サービス事業所等が共同して運営するNPO法人を支援し、連携を密にして、中立公正な立場から障がいのある人及びその家族に対し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援を行い、本計画の基本理念である「みんなで創り、みんなで育む、安心して暮らし続けられるまち 郡上」に向けて取り組みます。

3 計画の達成状況の進行管理

障害者総合支援法において、市町村は、障害福祉計画に掲げた事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めたときは、計画の変更などを行うことになっています。

成果目標については、少なくとも年に1回その実績を把握し、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画の変更や事業の見直しなどの措置を講じます。

なお、中間評価の際には、郡上市健康福祉推進協議会及び郡上市地域自立支援協議会の意見を聴取し進行管理を図ります。

障がい者に関するマーク

街で見かける障がい者に関するマークには、主に次のようなものがあります。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

**障がい者のための
国際シンボルマーク**



障がい者が利用できる建物・施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。このマークは、すべての障がい者を対象としたものであり、車椅子を利用する人を限定し、使用されるものではありません。

**身体障がい者標識
(障がい者マーク)**



肢体不自由であることを理由に自動車運転免許に条件を付されている人が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

**聴覚障がい者標識
(聴覚障がい者マーク)**



聴覚障がいのあることを理由に自動車運転免許に条件を付されている人が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

ハート・プラスマーク



身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能等）に障がいがある人を表しています。このマークを見かけた場合は、内部障がいに対するご理解とご配慮をお願いいたします。

耳マーク



聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解を招くなど社会生活上の不安が少なくありません。このマークを見かけた場合は、コミュニケーションの方法についてご配慮をお願いいたします。

視覚障がい者のための
国際シンボルマーク



世界盲人会連合で1984年に制定された世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで見かけるマークです。

オストメイトマーク



人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

このマークのあるトイレでは対象者の利用について、ご理解をお願いいたします。

ほじょ犬マーク



身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障がい者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共施設や交通機関、デパートやホテル、レストランなどの民間施設でも補助犬が同伴できるようになりました。

障害者雇用支援マーク



公益財団法人ソーシャルサービス協会が障がい者の在宅障がい者就労支援並びに、障がい者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。

ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人など援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい人がいます。

そうした方々が周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるマークです。

平成30年3月

編集・発行／郡上市健康福祉部社会福祉課

〒501-4297 郡上市八幡町島谷 228 番地

TEL 0575-67-1811

FAX 0575-67-0604

ホームページ： <http://www.city.gujo.gifu.jp/>

Eメール： syogai-fukushi@city.gujo.gifu.jp